

I. 調査概要

1 調査目的

東日本大震災からの復興に関しては、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日 東日本大震災復興対策本部決定）において、その「基本的考え方」に「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する」ことが明記され、復興施策に男女共同参画の視点を反映することが記載された。

また、平成 24 年 9 月の防災基本計画の修正では、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進することが盛り込まれた。

東日本大震災からの復興に関し、男女共同参画の視点からどのような取組がなされているのかを把握し、今後の防災・復興対策の参考とするため、復興庁と連携の上、被災地方公共団体を対象としたアンケート調査を実施する。

2 調査期間

平成 24 年 11 月 9 日～平成 24 年 11 月 30 日

3 調査方法

郵送配布・郵送回収

4 調査対象

特定被災地方公共団体（9県、178市町村）

9県	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県
	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	
178 市町村	北海道	茅部郡鹿部町	二海郡八雲町	広尾郡広尾町	厚岸郡浜中町
	青森県	八戸市	三沢市	上北郡おいらせ町	三戸郡階上町
	岩手県	宮古市 遠野市 岩手郡滝沢村 下閉伊郡山田町 九戸郡洋野町	大船渡市 一関市 紫波郡矢巾町 下閉伊郡岩泉町	花巻市 陸前高田市 西磐井郡平泉町 下閉伊郡田野畠村	北上市 釜石市 気仙郡住田町 下閉伊郡普代村
	宮城県	仙台市 名取市 栗原市 柴田郡大河原町 亘理郡亘理町 黒川郡大和町 加美郡加美町	石巻市 角田市 東松島市 柴田郡村田町 亘理郡山元町 黒川郡大郷町 遠田郡涌谷町	塩竈市 多賀城市 大崎市 柴田郡柴田町 宮城郡松島町 黒川郡富谷町 遠田郡美里町	気仙沼市 岩沼市 刈田郡蔵王町 柴田郡川崎町 宮城郡七ヶ浜町 黒川郡大衡村 牡鹿郡女川町
	福島県	福島市 相馬市 本宮市 岩瀬郡鏡石町 西白河郡泉崎村 東白河郡塙町 田村郡三春町 双葉郡川内村 相馬郡新地町	郡山市 二本松市 伊達郡桑折町 岩瀬郡天栄村 西白河郡中島村 東白河郡鮫川村 田村郡小野町 双葉郡大熊町 相馬郡飯館村	いわき市 田村市 伊達郡国見町 耶麻郡猪苗代町 西白河郡矢吹町 石川郡玉川村 双葉郡広野町 双葉郡双葉町 相馬郡飯館村	白河市 南相馬市 伊達郡川俣町 河沼郡湯川村 東白河郡棚倉町 石川郡浅川町 双葉郡楓葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村
	茨城県	水戸市 下妻市 笠間市 鹿嶋市 坂東市 行方市 東茨城郡大洗町 北相馬郡利根町	日立市 常総市 取手市 潮来市 稻敷市 鉾田市 東茨城郡城里町	土浦市 常陸太田市 牛久市 常陸大宮市 かすみがうら市 つくばみらい市 那珂郡東海村	石岡市 高萩市 つくば市 那珂市 桜川市 小美玉市 稻敷郡美浦村
	栃木県	宇都宮市 那須烏山市 那須郡那須町	真岡市 芳賀郡益子町 那須郡那珂川町	大田原市 芳賀郡市貝町	矢板市 芳賀郡芳賀町
	埼玉県	久喜市			
	千葉県	千葉市 旭市 匝瑳市 山武郡大網白里町	銚子市 習志野市 香取市 山武郡九十九里町	船橋市 我孫子市 山武市 山武郡横芝光町	成田市 浦安市 印旛郡栄町 長生郡白子町
	新潟県	十日町市	中魚沼郡津南町		
	長野県	下高井郡野沢温泉村	下水内郡栄村		

5 調査項目

- (1) 復興計画
- (2) 復興まちづくり
- (3) 被災者の生活
- (4) 東日本大震災時の対応
- (5) 男女共同参画の推進体制

6 回収結果

回収数は以下のとおりである。

調査対象	発送数 (件)	有効回収数 (件)	有効回収率 (%)
県	9	9	100.0
市町村	178	141	79.2
全 体	187	150	80.2

7 調査実施機関

みずほ情報総研株式会社

8 この報告書を読む際の注意

- ・図表中のNとは、比率算出の基数を表すもので、回答者総数のことである。
- ・百分比は、小数点第2位で四捨五入して、小数点第1位までを表示した。四捨五入したため、合計値が100%を前後することがある。
- ・「(○はいくつでも)」と表示のある質問は、2つ以上の複数回答を認めているため、回答計は100%を超える。
- ・回答者数が50件より少ない場合は、表形式で結果を示している。
- ・回答者数が100件より少ない場合は、本文で、割合(%)とともに、件数もあわせて記載している。

II. 復興計画について

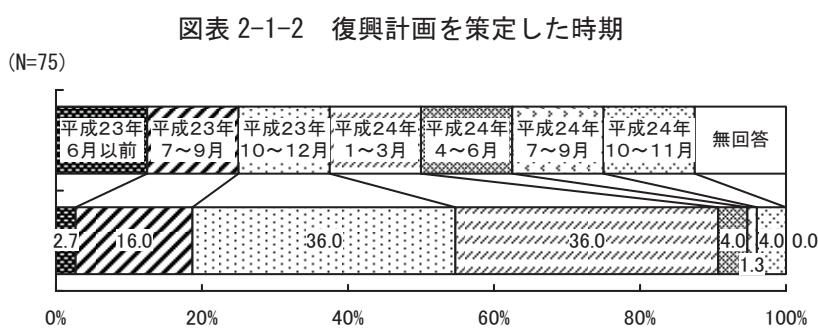
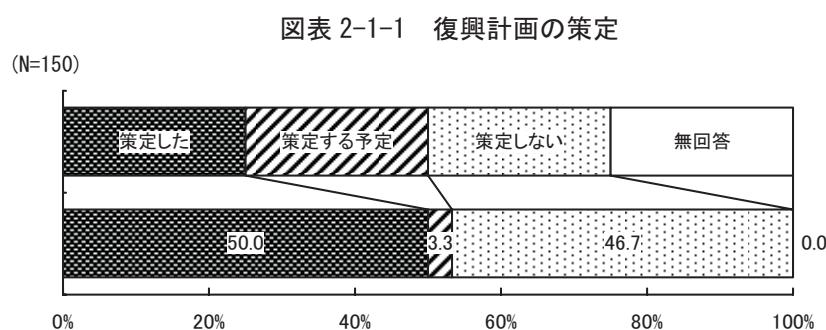
1. 自治体での東日本大震災に関する「復興計画」の策定

問1 貴自治体では東日本大震災に関する「復興計画」を策定していますか。(○は1つ)

東日本大震災に関する「復興計画」の策定については、「策定した」が 50.0%、「策定する予定」が 3.3%、「策定しない」が 46.7% となっている。

復興計画を「策定した」と回答した自治体の策定時期は、「平成 23 年 10~12 月」、「平成 24 年 1~3 月」がそれぞれ 36.0% などとなっている。

また、復興計画を「策定する予定」と回答した自治体の策定予定期は、「平成 24 年 12 月」が 3 件、「平成 25 年 3 月」が 2 件となっている。



2. 自治体の復興計画の記載で配慮されている点

※問2は、問1において「1. 策定した」と回答した方におうかがいします。

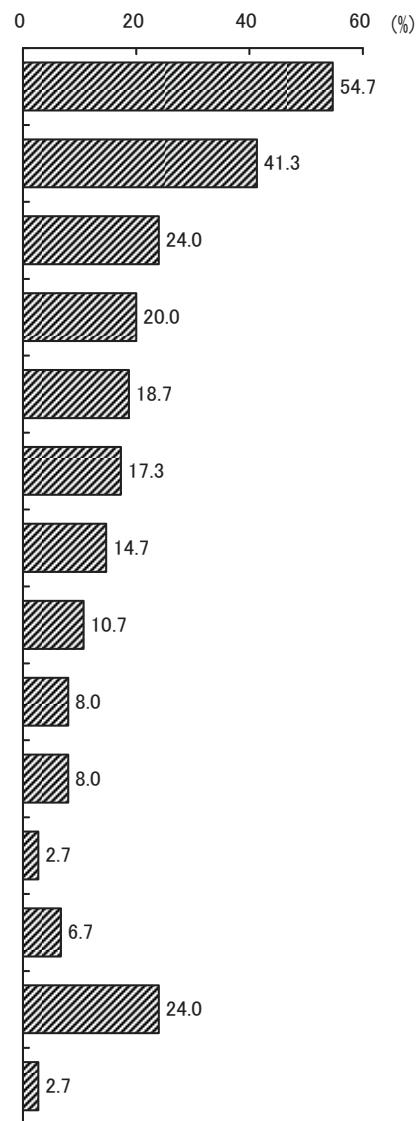
問2 国の「東日本大震災からの復興の基本方針」（東日本大震災復興対策本部決定）では、次の事項が明記されています。貴自治体の復興計画には、下記の視点に配慮した記載はありますか。当てはまる項目に○をつけてください。（○はいくつでも）

復興計画を策定済みの自治体において、復興計画の記載で配慮している点については、「子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する」が54.7%（41件）で最も多く、次いで「若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する」が41.3%（31件）となっている。

図表2-2-1 復興計画の記載で配慮されている点

(N=75)

- 子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する
- 若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する
- まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める
- 高齢者、子ども、女性、障害者等に配慮し、地域全体のまちづくりを進める中で、被災市町村の特性を踏まえ、安全な場所に集約化を進める
- 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する
- 高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める
- 農業生産だけでなく、復興ツーリズムの推進や再生可能エネルギーの導入、福祉との連携といった様々な取組を組み合わせ、これに高齢者や女性等も参画することにより、地域の所得と雇用を創出していく
- 女性の悩み相談を実施する
- （市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等）各種専門家の派遣やデータベース化等に当たっては、女性の参画に配慮する
- 女性の起業活動等の取組を支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組を支援する
- 「東日本大震災復興対策本部」及び「現地対策本部」の事務局に、復興過程における男女共同参画を推進する体制を設けるものとする
- その他
- 特ない
- 無回答



【その他（主な内容）】

- 避難所のあり方を始め、女性の視点に配慮した防災対策の検討、経済活動、地域づくり活動に参加する女性の人材育成。
- 復興の取組全般について、「被災者一人ひとりにとっての復興を実現するため、女性や高齢者、障がい者、子ども、若者、外国人県民等の視点も含めた社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の観点に立った取組の展開が図られるよう留意する」ことを明記。
- 復興への基本理念に、「女性など市民一人ひとりの立場と視点に立った復興」及び具現化に向けた取組に「男女共同参画の視点を踏まえた取組」としている。

3. 復興計画の策定に向けた委員会等の設置

※問3は、問1において「1. 策定した」または「2. 策定する予定」と回答した方におうかがいします。

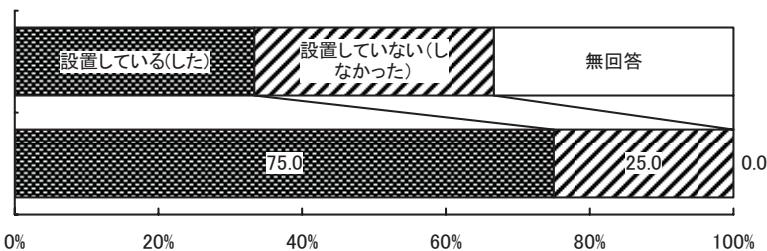
問3 復興計画の策定に向けた委員会等を設置しています（しました）か。（○は1つ）

復興計画を策定済みもしくは策定予定の自治体において、復興計画の策定に向けた委員会等の設置については、「設置している（した）」が 75.0%（60 件）、「設置していない（しなかった）」が 25.0%（20 件）となっている。

都道府県では、復興計画を策定した 4 県全てにおいて、復興計画の策定に向けた委員会等が設置されている。

図表 2-3-1 復興計画の策定に向けた委員会等の設置

(N=80)



4. 復興計画の策定に向けた委員会等の男女別構成と女性委員の選出区分

※問4は、問3において「1. 設置している（した）」と回答した方におうかがいします。

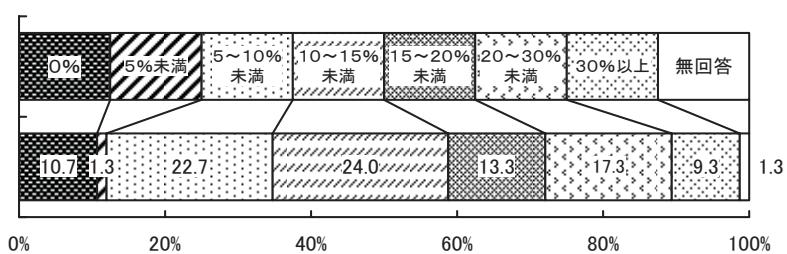
問4 復興計画の策定に向けた委員会等の男女別構成について記載してください（オブザーバーは除く）。分科会等、下部委員会がある場合には、そちらもそれぞれご記入ください。（※人数は「0人」の場合は「0」とご記入ください。）

また、女性委員が1人以上いる場合は、女性委員の選出区分を下枠内より選び、当てはまる項目に○をつけてください。（○はいくつでも）

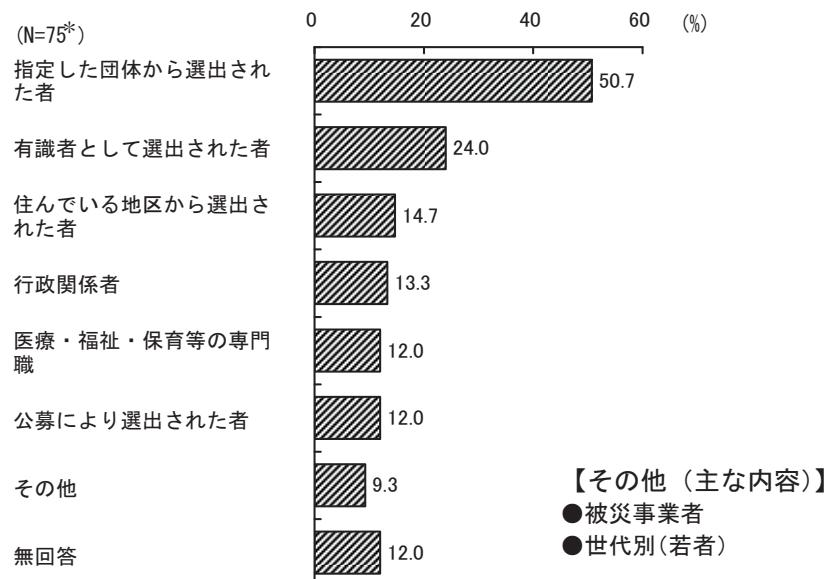
復興計画の策定に向けた委員会等を設置した自治体において、委員会等の男女別構成については、女性委員の割合は「10～15%未満」が24.0%（18件）で最も多く、次いで「5～10%未満」が22.7%（17件）となっている。一方、「30%以上」は9.3%（7件）にとどまっている。

また、女性委員がいない（0%）会議は10.7%（8件）、全体の平均は14.5%である。女性委員の選出区分は、「指定した団体から選出された者」が50.7%（38件）で最も多くなっている。

図表2-4-1 復興計画の策定に向けた委員会等の女性委員の割合
(N=75*)



図表2-4-2 復興計画の策定に向けた委員会等の女性委員の選出区分



*集計対象は60自治体に設置された75の会議。分科会等の下部委員会も含む。

図表 2-4-3 復興計画の策定に向けた委員会等の男女別構成と女性委員の割合

都道府県	市町村	復興計画名称	委員会の名称	委員総数 (人)	うち男性 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	女性委員の選出区分
青森県	一	青森県復興プラン、青森県復興ビジョン	青森県復興ビジョン策定懇話会	12	9	3	25.0	「5」
	八戸市	八戸市復興計画	八戸市復興計画検討会議	17	15	2	11.8	「1」
	三沢市	三沢市復興計画	三沢市復興委員会	22	21	1	4.5	「1」
岩手県	一	岩手県東日本大震災津波復興基本計画 岩手県東日本大震災津波復興実施計画 第1期(平成23年度～平成25年度)	岩手県東日本大震災津波復興委員会	19	17	2	10.5	「1」
	大槌町	大槌町東日本大震災津波復興計画基本計画	大槌町復興まちづくり創造懇話会 大槌町再生創造会議 地域復興協議会	12 48 ※人数未記入	11 43 5	1 5	8.3 10.4	「2」 「1」
	宮古市	宮古市東日本大震災復興計画	宮古市東日本大震災復興計画検討委員会	21	18	3	14.3	「1」
	田野畠村	東日本大震災田野畠村災害復興計画	復興計画策定委員会	10	9	1	10.0	「5」
	洋野町	洋野町震災復興計画	洋野町震災復興計画検討会議	20	19	1	5.0	「7」
	大船渡市	大船渡市復興計画	大船渡市災害復興計画策定委員会 大船渡市災害復興計画策定委員会専門部会	28 72	26 62	2 10	7.1 13.9	「1」「2」 「1」「4」「6」
	釜石市	釜石市復興まちづくり基本計画	釜石市復興まちづくり委員会	45	37	8	17.8	「1」「3」
	山田町	山田町復興計画	山田町東日本大震災津波復興計画 策定委員会 山田町東日本大震災津波復興ビジョン 策定専門部会	20 10	19 8	1 2	5.0 20.0	「3」 「2」「5」
	陸前高田市	陸前高田市震災復興計画	震災復興計画検討委員会	50	46	4	8.0	「1」
	普代村	普代村災害復興計画	普代村災害復興会議 普代村災害復興計画策定委員会	11 14	10 14	1 0	9.1 0.0	「6」 —
	久慈市	久慈市復興計画	委員会設置なし					
宮城県	一	宮城県震災復興計画	宮城県震災復興会議	12	11	1	8.3	「5」
	利府町	利府町震災復興計画	利府町震災復興計画策定委員会	15	14	1	6.7	「1」
	白石市	白石市東日本大震災復興計画	白石市東日本大震災復興対策会議	18	17	1	5.6	「1」
	女川町	女川町復興計画	女川町復興計画策定委員会	12	11	1	8.3	「1」
	仙台市	仙台市震災復興計画	仙台市震災復興検討会議 東部地域検討ワーキンググループ	16 5	13 4	3 1	18.8 20.0	「5」 「5」
	山元町	山元町震災復興計画	震災復興会議 震災復興有識者会議	10 7	7 6	3 1	30.0 14.3	「2」「3」「7」 「5」
	気仙沼市	気仙沼市震災復興計画	気仙沼市震災復興会議 気仙沼市震災復興市民委員会	15 11	15 9	0 2	0.0 18.2	「7」
	登米市	登米市震災復興計画	登米市震災復旧・復興市民会議	18	12	6	33.3	「1」「5」
	大崎市	大崎市震災復興計画	大崎市震災復興市民会議 大崎市震災復興懇話会	26 6	22 5	4 1	15.4 16.7	「1」 「1」
	多賀城市	多賀城市震災復興計画	多賀城市復興検討委員会	15	14	1	6.7	「5」
	七ヶ浜町	七ヶ浜町震災復興計画前期基本計画	七ヶ浜震災復興検討委員会	31	31	0	0.0	—
	栗原市	栗原市震災復興ビジョン	栗原市総合計画審議会	15	11	4	26.7	「3」「6」
	石巻市	石巻市震災復興基本計画	石巻市震災復興計画市民検討委員会	29	25	4	13.8	「1」「2」「3」
	岩沼市	岩沼市震災復興計画マスターplan	岩沼市震災復興会議	12	9	3	25.0	「3」「5」
	涌谷町	復興まちづくりマスターplan	委員会設置なし					
福島県	一	福島県復興計画(第1次)	福島県復興計画検討委員会	30	27	3	10.0	「7」
	新地町	新地町復興計画	新地町復興計画策定委員会	15	14	1	6.7	「5」
	相馬市	相馬市復興計画	相馬市復興会議 復興顧問会議	31 8	31 7	0 1	0.0 12.5	— 「5」
	楢葉町	楢葉町復興計画	楢葉町復興計画検討委員会	38	30	8	21.1	「4」「5」
	大熊町	第一次大熊町復興計画	大熊町復興計画検討委員会 大熊町復興対策会議専門部会	20 41	14 27	6 14	30.0 34.1	「1」「2」「6」 「1」「2」「6」
	田村市	田村市震災等復興ビジョン	田村市震災等復興ビジョン検討委員会	19	13	6	31.6	「1」「3」
	桑折町	復興こおり創造プラン	桑折町復興計画審議会	20	13	7	35.0	「1」「4」
	南相馬市	南相馬市復興計画	南相馬市復興市民会議	25	20	5	20.0	「1」
	矢吹町	矢吹町復興計画	矢吹町まちづくり総合審議会	22	19	3	13.6	「1」「5」
	浪江町	浪江町復興計画	復興計画策定委員会	103	92	11	10.7	「1」「4」
	川内村	川内村復興計画	川内復興計画策定委員会	36	33	3	8.3	「1」「3」
	白河市	白河市震災復興計画	白河市震災復興計画検討会議	18	15	3	16.7	「1」「6」
	福島市	福島市復興計画	福島市復興計画検討委員会	18	16	2	11.1	「5」「7」
	飯館村	いいたてまでいな復興計画第1版	いいたて復興計画村民会議委員会 いいたてまでいな復興計画推進委員会 新までいな村構想推進準備委員会	28 16 14	24 12 14	4 4 0	14.3 25.0 0.0	「3」 「3」 —
	双葉町	※復興計画策定予定	双葉町復興まちづくり委員会	45	38	7	15.6	「1」「5」「7」
	二本松市	二本松市復興計画	二本松市復興計画検討委員会	22	20	2	9.1	「1」「2」
	本宮市	本宮市震災・原子力災害復興計画	東京電力福島原発放射能被害から 市民を守る実行委員会	25	21	4	16.0	「1」
	伊達市	伊達市復興計画	伊達市復興計画策定委員会	13	11	2	15.4	「1」
	鏡石町	鏡石町第5次総合計画	鏡石町総合計画等審議会 鏡石町まちづくり委員会 計画策定プロジェクトチーム	20 25 17	18 13 15	2 12 2	10.0 48.0 11.8	「1」 「4」 「6」
	須賀川市	須賀川市震災復興計画	須賀川市まちづくり市民懇談会	25	19	6	24.0	「1」「4」
	いわき市	いわき市復興事業計画(第一次)	いわき市復旧・復興検討市民委員会	16	12	4	25.0	「1」「5」
	猪苗代町	猪苗代町復興計画	委員会設置なし					
	鮫川村	鮫川村復興計画	委員会設置なし					
	郡山市	郡山市復興基本方針	委員会設置なし					

次頁に続く

前頁からの続き

都道府県	市町村	復興計画名称	委員会の名称	委員総数 (人)	うち男性 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	女性委員の選出区分
茨城県	ひたちなか市	ひたちなか市復興計画	ひたちなか市総合企画審議会	25	18	7	28.0	「1」「4」「5」
	鹿嶋市	鹿嶋市震災復興計画	鹿嶋市震災復興検討委員会	15	15	0	0.0	—
	神栖市	神栖市震災復興計画	神栖市震災復興計画策定委員会	12	12	0	0.0	—
	北茨城市	北茨城市震災復興計画	北茨城市震災復興計画策定委員会	19	14	5	26.3	「1」「6」
	東海村	東日本大震災の教訓を活かしたまちづくり推進プラン	東日本大震災の教訓を活かしたまちづくり推進プロジェクトチーム	33	30	3	9.1	「6」
	笠間市	笠間市総合計画 後期基本計画	笠間市総合計画審議会	20	16	4	20.0	「1」「4」
	日立市	日立市震災復興計画	日立市震災復興会議	10	9	1	10.0	「3」
	常総市	東日本大震災復旧・復興方針	常総市東日本大震災復興対策会議	14	14	0	0.0	—
	かすみがうら市	かすみがうら市震災復興事業計画				委員会設置なし		
	鉾田市	鉾田市総合計画 後期基本計画				委員会設置なし		
	高萩市	高萩市震災復興計画				委員会設置なし		
	常陸太田市	常陸太田市震災復旧・復興計画				委員会設置なし		
	稲敷市	稲敷市復興再生ビジョン				委員会設置なし		
	小美玉市	小美玉市震災復興計画				委員会設置なし		
	那珂市	那珂市東日本大震災復旧・復興方針				委員会設置なし		
栃木県	益子町	震災復興のための行動計画				委員会設置なし		
千葉県	習志野市	習志野市復興まちづくり実施計画	習志野市復興まちづくり計画策定委員会	18	17	1	5.6	「6」
	旭市	旭市復興計画	旭市復興計画検討委員会	19	17	2	10.5	「1」「5」
	香取市	東日本大震災香取市災害復興計画	香取市災害復興会議	17	14	3	17.6	「7」
	銚子市	銚子市震災復旧・復興計画				委員会設置なし		
	我孫子市	我孫子市復興計画				委員会設置なし		
	山武市	山武市復旧・復興計画				委員会設置なし		
長野県	栄村	栄村震災復興計画	栄村震災復興計画策定委員会	13	12	1	7.7	「4」
		全体		1,643	1,404	239	14.5	—

(※) 女性委員の選出区分

1. 指定した団体から選出された者（例：婦人会、商工会、社会福祉協議会等）
2. 医療・福祉・保育等の専門職（例：医師、看護師、保健師、助産師、保育士等）
3. 住んでいる地区から選出された者（例：地区代表等）
4. 公募により選出された者
5. 有識者として選出された者（例：研究者、企業経営者等）
6. 行政関係者
7. その他

5. 復興計画策定後の推進のための委員会等の設置

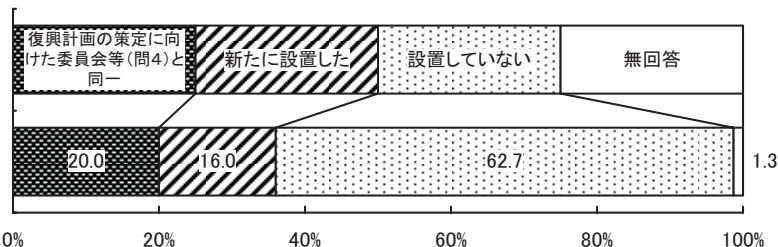
※問5は、問1において「1. 策定した」と回答した方におうかがいします。

問5 復興計画の策定後に、復興計画を円滑に推進し、進捗状況を把握するための委員会等を設置していますか。(○は1つ)

復興計画を策定済みの自治体において、復興計画策定後の推進のための委員会等の設置については、「復興計画の策定に向けた委員会等（問4）と同一」が20.0%（15件）、「新たに設置した」が16.0%（12件）、「設置していない」が62.7%（47件）となっている。

図表2-5-1 復興計画策定後の推進のための委員会等の設置

(N=75)



6. 復興計画策定後の委員会等の男女別構成と女性委員の選出区分

※問6は、問5において「2. 新たに設置した」と回答した方におうかがいします。

問6 復興計画策定後の進捗状況把握のための委員会等の男女別構成について記載してください（オブザーバーは除く）。分科会等、下部委員会がある場合には、そちらもそれぞれご記入ください。（※人數は「0人」の場合は「0」とご記入ください。）

また、女性委員が1人以上いる場合は、女性委員の選出区分を下枠内より選び、当てはまる項目に○をつけてください。（○はいくつでも）

復興計画策定後の推進のための委員会等を新たに設置した自治体において、復興計画策定後の委員会等の男女別構成については、15の委員会等の女性委員割合の平均は17.0%で、女性委員がいない(0%)委員会等は1件である。女性委員の割合をみると、石巻市の「石巻市防災集団移転・災害公営住宅入居等運営検討会議」では女性が14人中9人(64.3%)と多くなっている。また、女性委員の選出区分は、「指定した団体から選出された者」が9件と多くなっている。

図表2-6-1 復興計画策定後の委員会等の男女別構成と女性委員の選出区分（新たに設置したもの）

都道府県	市町村	委員会の名称	委員総数 (人)	うち男性 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	女性委員の 選出区分
青森県	八戸市	八戸市復興計画推進市民委員会	8	7	1	12.5	「1」
岩手県	田野畑村	田野畑村復興計画推進委員会	27	25	2	7.4	「1」
	洋野町	洋野町震災復興連絡調整会議	33	33	0	0.0	－
	大船渡市	大船渡市復興計画推進委員会	19	15	4	21.1	「1」「2」
	釜石市	釜石市総合復興審議会	45	37	8	17.8	「1」「3」「4」
宮城県	気仙沼市	気仙沼市震災復興推進会議	43	40	3	7.0	「1」
	石巻市	石巻市復興推進会議	25	22	3	12.0	「1」「4」
		石巻市防災集団移転・災害公営住宅入居等運営検討会議	14	5	9	64.3	「1」
福島県	－	福島県復興計画評価・検討委員会	11	7	4	36.4	「1」「7」
	楓葉町	楓葉町復興推進委員会	35	27	8	22.9	「1」「5」
	飯舘村	再生可能エネルギー分科委員会	13	12	1	7.7	「5」
		インフラ整備・復興住宅分科委員会	13	12	1	7.7	「7」
		記録と伝承分科会委員会	9	8	1	11.1	「6」
	いわき市	いわき市行政経営市民会議	20	16	4	20.0	「1」「4」
茨城県	神栖市	神栖市震災復興推進本部	15	14	1	6.7	「6」
全体			330	280	50	17.0	－

(※) 女性委員の選出区分

1. 指定した団体から選出された者（例：婦人会、商工会、社会福祉協議会等）
2. 医療・福祉・保育等の専門職（例：医師、看護師、保健師、助産師、保育士等）
3. 住んでいる地区から選出された者（例：地区代表等）
4. 公募により選出された者
5. 有識者として選出された者（例：研究者、企業経営者等）
6. 行政関係者
7. その他

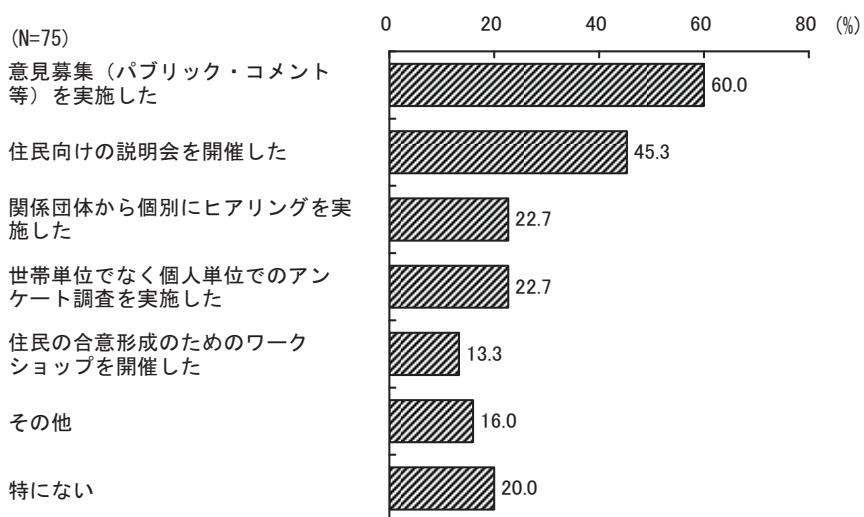
7. 復興計画の策定や推進に当たって配慮した点

※問7は、問1において「1. 策定した」と回答した方におうかがいします。

問7 復興計画の策定や推進に当たって、女性や、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見を聴取するために、次のような配慮を行いましたか。（○はいくつでも。（　）内については、具体的な方法や内容をご記入ください。）

復興計画を策定済みの自治体において、復興計画の策定や推進に当たって配慮したことは、「意見募集（パブリック・コメント等）を実施した」が 60.0%（45 件）で最も多く、次いで「住民向けの説明会を開催した」が 45.3%（34 件）となっている。

図表 2-7-1 復興計画の策定や推進に当たって配慮した点



【その他（主な内容）】

- 学生アンケート。●社会福祉審議会等での説明、意見聴取。●市民会議で意見を聴取した。
- ①町内団体への意向調査(アンケート)を実施。②地区単位の懇談会を開催。●こども復興会議を開催した。
- 県内の各分野で活躍されている女性 12 名との意見交換会や若者との意見交換会を開催。

8. 説明会やワークショップの開催に当たって配慮した点

※問8は、問7において「1. 住民向けの説明会を開催した」または「2. 住民の合意形成のためのワークショップを開催した」と回答した方におうかがいします。

問8 説明会やワークショップの開催に当たって、次のような配慮を行いましたか。(○はいくつでも。()内については、具体的な内容をご記入ください。)

復興計画の策定や推進に当たって、説明会やワークショップの開催した自治体（36件）において、開催に当たり配慮したことは、「託児をつけた」が2件、「手話通訳をつけた」が1件、「外国語による広報を行った」は0件となっている。また、その他の主な内容は以下のとおりである。

図表 2-8-1 説明会やワークショップの開催に当たって配慮した点

	(件) 総数
N	36
託児をつけた	2
手話通訳をつけた	1
外国語による広報を行った	0
その他	6
無回答	27

【その他（主な内容）】

- 仮設住宅からのシャトルバス運行。
- 町を3つの地区に分けて、各地区ごと説明した。
- 筆談。
- 各行政区を巡回。

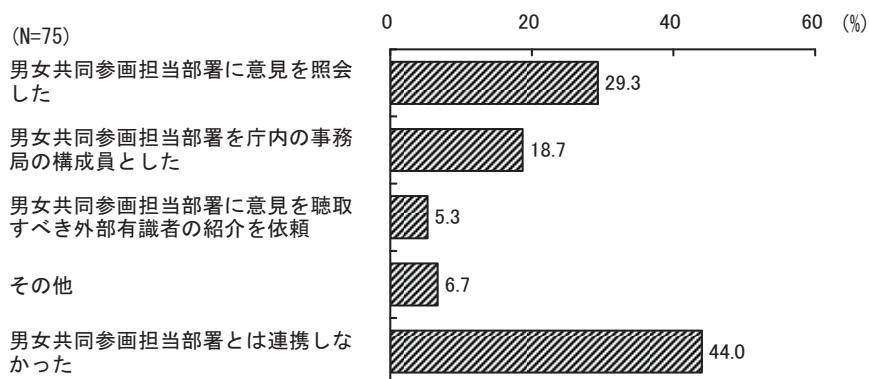
9. 復興計画の策定や推進での庁内の男女共同参画担当部署との連携について

※問9は、問1において「1. 策定した」と回答した方におうかがいします。

問9 復興計画の策定や推進に当たって、庁内の男女共同参画担当部署と連携しましたか。(○はいくつでも。()内については、具体的な内容をご記入ください。)

復興計画を策定済みの自治体において、復興計画の策定や推進での庁内の男女共同参画担当部署との連携については、「男女共同参画担当部署に意見を照会した」が 29.3% (22 件)、「男女共同参画担当部署を庁内の事務局の構成員とした」が 18.7% (14 件)、「男女共同参画担当部署に意見を聴取すべき外部有識者の紹介を依頼した」が 5.3% (4 件) で、「男女共同参画担当部署とは連携しなかった」は 44.0% (33 件) となっている。

図表 2-9-1 復興計画の策定や推進での庁内の男女共同参画担当部署との連携について



【その他（主な内容）】

- 担当部署職員を委員に加えた。●策定年度に復興計画担当課に男女共同参画担当者が所属していた。
- 計画づくりにも携わっている総合政策課長が男女共同参画室長も兼務していることから連携している。
- 総合計画策定本部、幹事会、策定部会の構成員になっている。●地域別懇談会に同席。

10. 復興計画の策定や推進での男女共同参画の視点を反映した取組や意見

※問10は、問1において「1. 策定した」と回答した方におうかがいします。

問10 復興計画の策定や推進に当たって、男女共同参画の視点を反映した取組や何かご意見等がありましたらご自由にお書きください。また、外部の専門家（コンサルタント等）や団体（大学、企業、NPO等）と連携して実施した取組がありましたら、その詳細もご記入ください。

※（ ）内は類似回答の件数

復興計画を策定済みの自治体において、復興計画の策定や推進に当たって、男女共同参画の視点を反映した取組として、以下のような回答があげられた。

【主な内容】

- ・復興計画を担当する委員の選定にあたり、女性が中心となっている団体を選ぶ、または団体へ女性を推薦、選出に配慮するように要請した。（9件）
- ・子育て世代の視点と女性の視点を反映するため、女性ならではの細やかな視点が必要だと感じて女性の選出を依頼した。（2件）
- ・パブリック・コメントを行う際に、女性関係団体に対し、意見提出について幅広い周知を依頼した。
- ・復興計画の策定にあたり、女性との意見交換会の他に、様々な分野の関係団体やNPO等との意見交換を実施した。
- ・総合計画審議会の委員を男女共同参画審議会委員から選出した。

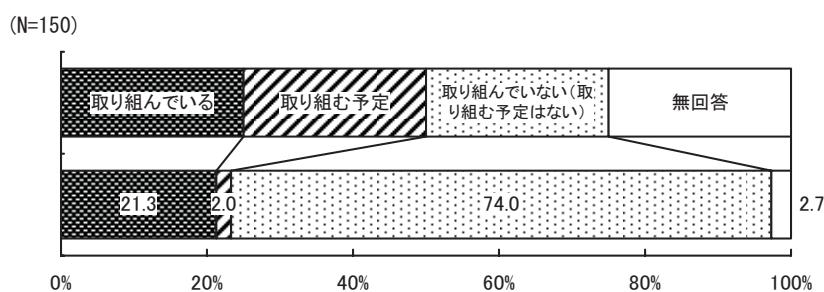
III. 復興まちづくりについて

1. 復興まちづくりの取組

問11 貴自治体では、東日本大震災からの復興に当たり、住民との合意形成が重要となる集団移転や区画整理、再開発事業等のまちづくり（以下「復興まちづくり」という。）に取り組んでいますか（取り組む予定ですか）。（○は1つ）

復興まちづくりの取組については、「取り組んでいる」が21.3%、「取り組む予定」が2.0%、「取り組んでいない（取り組む予定はない）」が74.0%となっている。

図表3-1-1 復興まちづくりの取組



【取り組んでいる自治体】

(岩手県)

- 岩手県
- 宮古市
- 大船渡市
- 久慈市
- 陸前高田市
- 釜石市
- 大槌町
- 山田町
- 田野畠村
- 普代村
- 洋野町

(宮城県)

- 仙台市
- 石巻市
- 気仙沼市
- 多賀城市
- 岩沼市
- 山元町
- 七ヶ浜町
- 利府町
- 女川町

(福島県)

- いわき市
- 須賀川市
- 相馬市
- 南相馬市
- 鏡石町
- 矢吹町
- 榎葉町
- 大熊町
- 浪江町
- 新地町
- 飯館村

(茨城県)

- 北茨城市

2. 復興まちづくりで行政の意思決定を行うための機関の設置

※問12は、問11において「1. 取り組んでいる」と回答した方におうかがいします。

問12 復興まちづくりに当たって、行政として意思決定を行うための機関（委員会等）を設置しています（しました）か。（○は1つ）

復興まちづくりに取り組んでいる自治体（32件）において、復興まちづくりで行政の意思決定を行うための機関の設置については、「設置している（した）」が15件、「設置していない（しなかった）」が16件となっている。

図表3-2-1 復興まちづくりで行政の意思決定を行うための機関の設置

(件)	
	総数
N	32
設置している（した）	15
設置していない（しなかった）	16
無回答	1

3. 復興まちづくりで行政の意思決定を行うための機関の男女別構成と女性委員の選出区分

※問13は、問12において「1. 設置している（した）」と回答した方におうかがいします。

問13 復興まちづくりに向けた行政として意思決定を行うための機関（委員会等）の男女別構成について記載してください（オブザーバーは除く）。（※人数は「0人」の場合は「0」とご記入ください。）

また、女性委員が1人以上いる場合は、女性委員の選出区分を下枠内より選び、当てはまる項目に○をつけてください。（○はいくつでも）

復興まちづくりで行政の意思決定を行うための機関を設置した自治体において、機関の男女別構成については、回答があった18の委員会等の平均は5.7%で、女性委員がいない（0%）委員会等は8件である。

女性委員の割合をみると、石巻市「復興まちづくり検討委員会（行政機関からの参加者除く）」では女性が11人中2人（18.2%）、釜石市「釜石市総合復興審議会」では37人中8人（17.8%）となっている。また、女性委員の選出区分は「行政関係者」が5件と多くなっている。

図表3-3-1 復興まちづくりに向けた行政として意思決定を行うための機関の男女別構成と女性委員

市町村	委員会の名称	委員総数 (人)	うち男性 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	女性委員の 選出区分
-	岩手県津波防災技術専門委員会	8	8	0	0.0	-
田野畠村	田野畠村復興計画推進委員会	27	25	2	7.4	「1」
釜石市	釜石市総合復興審議会	45	37	8	17.8	「1」「3」「4」
山田町	山田町東日本大震災津波復興本部	17	17	0	0.0	-
普代村	普代村災害復興会議	11	10	1	9.1	「6」
	普代村災害復興計画策定委員会	14	14	0	0.0	-
山元町	山元町震災復興本部会議	25	24	1	4.0	「6」
七ヶ浜町	震災復興推進本部	18	17	1	5.6	「6」
石巻市	復興まちづくり検討委員会（行政機関からの参加者除く）	11	9	2	18.2	「5」
岩沼市	岩沼市震災復興本部	17	17	0	0.0	-
檜葉町	檜葉町復興まちづくり計画検討委員会	18	15	3	16.7	「3」
大熊町	大熊町復興対策会議	16	16	0	0.0	「6」
飯舘村	新までいな村構想推進準備委員会	14	14	0	0.0	-
	再生可能エネルギー分科委員会	13	12	1	7.7	「5」
	インフラ整備・復興住宅分科委員会	13	12	1	7.7	「7」
鏡石町	東日本大震災復興推進庁内会議	15	15	0	0.0	-
いわき市	いわき市復興整備協議会	3	3	0	0.0	-
北茨城市	北茨城市震災復興推進本部会議	13	12	1	7.7	「6」
		298	277	21	5.7	-

(※) 女性委員の選出区分

1. 指定した団体から選出された者（例：婦人会、商工会、社会福祉協議会等）
2. 医療・福祉・保育等の専門職（例：医師、看護師、保健師、助産師、保育士等）
3. 住んでいる地区から選出された者（例：地区代表等）
4. 公募により選出された者
5. 有識者として選出された者（例：研究者、企業経営者等）
6. 行政関係者
7. その他

4. 復興まちづくりで住民によるまちづくり協議会の設立

※問14は、問11において「1. 取り組んでいる」と回答した方におうかがいします。

問14 貴自治体内に、復興まちづくりに当たって、住民同士が議論や検討を行う自主的なまちづくり組織（以下「まちづくり協議会」）が設立されていますか（されましたか）。（○は1つ）

復興まちづくりに取り組んでいる自治体（32件）において、復興まちづくりで住民によるまちづくり協議会の設立については、「設立されている（された）」が20件、「設立されていない（されなかった）」が12件となっている。

図表3-4-1 復興まちづくりで住民によるまちづくり協議会の設立

	(件)
N	総数
設立されている（された）	20
設立されていない（されなかった）	12

【設立されている自治体】

（岩手県）

- 宮古市
- 大槌町

（宮城県）

- 仙台市
- 岩沼市

（福島県）

- いわき市

- 大船渡市
- 山田町

- 石巻市
- 山元町

- 相馬市

- 陸前高田市
- 田野畠村

- 気仙沼市
- 七ヶ浜町

- 南相馬市

- 釜石市

- 多賀城市
- 利府町

- 矢吹町

5. 住民によるまちづくり協議会の男女別構成

※問15は、問14において「1. 設立されている（された）」と回答した方におうかがいします。

問15 住民によるまちづくり協議会の男女別構成について、おわかりになる範囲でご記入ください（オブザーバーは除く）。（※人数は「0人」の場合は「0」とご記入ください。）

住民によるまちづくり協議会が設立された自治体における協議会の男女別構成は、回答のあった 11 の協議会において、女性委員の割合は平均 18.0%で、女性委員がいない（0%）協議会はなかった。

女性委員の割合をみると、岩沼市「玉浦西地区まちづくり検討委員会」で女性が 23 人中 8 人（34.8%）、南相馬市「すばらしい「まちなか」にする会」で 21 人中 7 人（33.3%）と 3 割を超えており。

図表 3-5-1 住民によるまちづくり協議会の男女別構成と女性委員の割合

都道府県	市町村	協議会の名称	委員総数 (人)	うち男性 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
岩手県	陸前高田市	陸前高田・今泉地区明日へのまちづくり協議会	34	33	1	2.9
宮城県	利府町	須賀地区災害復興計画推進委員会	9	8	1	11.1
	女川町	女川町まちづくりワーキンググループ	64	49	15	23.4
	多賀城市	宮内地区復興まちづくり懇談会	13	12	1	7.7
	岩沼市	玉浦西地区まちづくり検討委員会	23	15	8	34.8
福島県	相馬市	東部再起の会	236	183	53	22.5
	南相馬市	すばらしい「まちなか」にする会	21	14	7	33.3
	矢吹町	矢吹町中心市街地復興協議会	11	9	2	18.2
	いわき市	ふるさと豊間復興協議委員会	81	70	11	13.6
		薄磯復興協議委員会	13	10	3	23.1
		久之浜・大久地区復興対策協議会	29	27	2	6.9
全体			534	430	104	18.0

6. 住民によるまちづくり協議会の自治体からの設立の働きかけ

※問16は、問11において「1. 取り組んでいる」と回答した方におうかがいします。

問16 住民によるまちづくり協議会について、貴自治体では設立を働きかけていますか。(○は1つ。
()内については、具体的な内容をご記入ください。)

復興まちづくりに取り組んでいる自治体(32件)において、住民によるまちづくり協議会の自治体からの設立の働きかけについては、「働きかけを行っている」が10件、「働きかけは行っていないが、今後、働きかけを行いたい」が5件、「働きかけを行っておらず、今後、働きかけを行うことも考えていない」が9件となっている。

図表3-6-1 住民によるまちづくり協議会の自治体からの設立の働きかけ

(件)

	総数
N	32
働きかけを行っている	10
働きかけは行っていないが、今後、働きかけを行いたい	5
働きかけを行っておらず、今後、働きかけを行うことも考えていない	9
その他	6
無回答	2

【その他（主な内容）】

- 市町村が主体と考えており、県として働きかけは特に行ってない。●既に設置してある。
- 区画整理の可否の判断等必要な地区については働きかけを行っているが、他地区で自主的に設立された会もある。
- 市主導で意見聴取の機会を設けているが、自主的な協議会等設立の働きかけは行ってない。

7. 復興まちづくりに当たって配慮した点

※問17は、問11において「1. 取り組んでいる」と回答した方におうかがいします。

問17 復興まちづくりに当たって、女性や、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見を聴取するために、次のような配慮を行っていますか。(○はいくつでも。()内については、具体的な内容をご記入ください。)

復興まちづくりに取り組んでいる自治体（32件）において、復興まちづくりに当たって配慮したことには、「住民向けの説明会を開催した」が25件で最も多く、次いで「関係団体から個別にヒアリングを実施した」が10件となっている。

図表3-7-1 復興まちづくりに当たって配慮した点

	(件) 総数
N	32
住民向けの説明会を開催した	25
関係団体から個別にヒアリングを実施した	10
住民の合意形成のためのワークショップを開催した	8
世帯単位でなく個人単位でのアンケート調査を実施した	5
意見募集（パブリック・コメント等）を実施した	5
特がない	5
その他	4
無回答	1

【その他（主な内容）】

- 学生アンケート。●①町内団体への意向調査（アンケート）を実施。②地区単位の懇談会を開催。
- 被災地区代表等による会議の開催（月1回程度）、世帯単位での個別面談調査の実施。

8. 復興まちづくりでの庁内の男女共同参画担当部署との連携について

※問18は、問11において「1. 取り組んでいる」と回答した方におうかがいします。

問18 復興まちづくりに当たって、庁内の男女共同参画担当部署と連携しましたか。(○はいくつでも。()内については、具体的な内容をご記入ください。)

復興まちづくりに取り組んでいる自治体(32件)において、復興まちづくりでの庁内の男女共同参画担当部署との連携については、「男女共同参画担当部署に意見を照会した」が7件、「男女共同参画担当部署を庁内の事務局の構成員とした」が2件、「男女共同参画担当部署に意見を聴取すべき外部有識者の紹介を依頼した」が1件となっている。一方、「男女共同参画担当部署とは連携しなかった」は18件である。

図表3-8-1 復興まちづくりでの庁内の男女共同参画担当部署との連携について

	(件)
N	32
男女共同参画担当部署に意見を照会した	7
男女共同参画担当部署を庁内の事務局の構成員とした	2
男女共同参画担当部署に意見を聴取すべき外部有識者の紹介を依頼	1
その他	2
男女共同参画担当部署とは連携しなかった	18
無回答	2

9. 復興まちづくりでの男女共同参画の視点を反映した取組や意見

※問19は、問11において「1. 取り組んでいる」と回答した方におうかがいします。

問19 復興まちづくりを進めるに当たって、男女共同参画の視点を反映した取組や何かご意見等がありましたらご自由にお書きください。また、外部の専門家(コンサルタント等)や団体(大学、企業、NPO等)と連携して実施した取組がありましたら、その詳細もご記入ください。

復興まちづくりを進めるに当たって、男女共同参画の視点を反映した取組として、以下のような回答があげられた。

【主な内容】

- ・住民説明会を開催した。
- ・住民懇談会で子育て世代の女性も参加しやすいようにベビールームを設置した。
- ・公共施設等の建設に当たり、女性や子ども(子どもの母親)に配慮した設計を検討している。

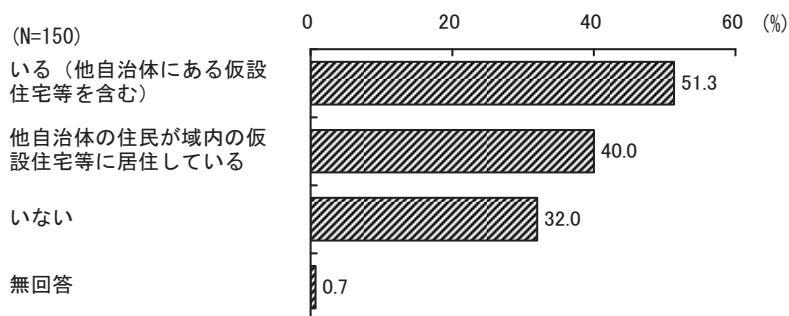
IV. 被災者の生活について

1. 仮設住宅やみなし仮設住宅に居住している住民

問20 現在、仮設住宅やみなし仮設住宅に居住している住民がいますか。(○はいくつでも)

仮設住宅やみなし仮設住宅に居住している住民については、「いる（他自治体にある仮設住宅等を含む）」が 51.3%、「他自治体の住民が域内の仮設住宅等に居住している」が 40.0%、「いない」が 32.0% となっている。

図表 4-1-1 仮設住宅やみなし仮設住宅に居住している住民



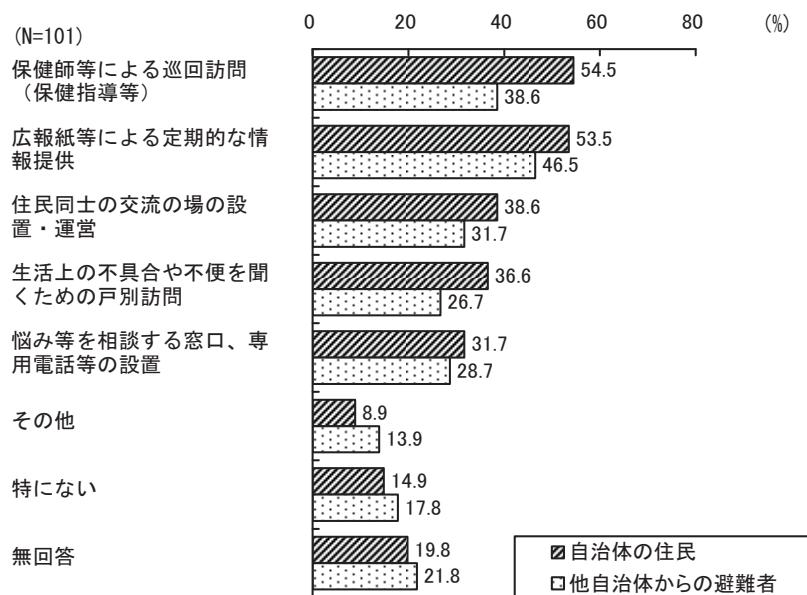
2. 仮設住宅居住の被災者への支援

※問21は、問20において「1. いる（他自治体にある仮設住宅等を含む）」または「2. 他自治体の住民が域内の仮設住宅等に居住している」と回答した方におうかがいします。

問21 これらの被災者に対して、どのような支援を行っていますか。「貴自治体の住民」と「他自治体からの避難者」の別に、実施している支援にすべて○をつけてください（○はいくつでも）。「⑥その他」に○をつけた方は、具体的な内容をご記入ください。

仮設住宅やみなし仮設住宅に居住している被災者がいる自治体において、仮設住宅居住の被災者への支援については、自治体の住民に対しては「保健師等による巡回訪問（保健指導等）」が54.5%、「広報紙等による定期的な情報提供」が53.5%で多くなっている。他自治体からの避難者に対しては「広報紙等による定期的な情報提供」が46.5%で最も多くなっている。

図表4-2-1 仮設住宅居住の被災者への支援



【その他（主な内容）】

- 各仮設に組長、戸長を置き、市の担当者同席による会議を開催。
- 仮設住宅に管理人において、住民からの要望等に対応している。
- 企業等からの支援物資の配布。●市町村と連携した専門家相談会の開催等。
- 広域避難者交流会の開催。●灯油助成、バス・タクシー利用券等。●就業支援など本市独自サービスの提供。

3. 仮設住宅居住の被災者への支援で男女共同参画の視点を反映した取組

※問22は、問21において「貴自治体の住民」もしくは「他自治体からの避難者」で①～⑥に1つでも○をつけた方におうかがいします。

問22 上記の取組について、男女共同参画の視点を反映した取組がありましたらご自由にお書きください。また、外部の専門家（コンサルタント等）や団体（大学、企業、NPO等）と連携して実施した場合には、その詳細もご記入ください。その際、どこに居住している誰を対象とした取組かお書きください。

※（件）は類似回答の件数

仮設住宅居住の被災者支援に当たり、男女共同参画の視点を反映した取組として、住民同士の交流の場の設置・運営や、生活指導員等による巡回訪問、広域避難者に対する支援、相談窓口の設置等に関して、以下のような回答があげられた。

【主な回答】

○住民同士の交流の場の設置・運営

- ・仮設住宅集会所で男性向けの料理教室を実施している。（4件）
- ・仮設住宅の集会所において、定期的に男性向けのサロンを開催している。（2件）
- ・男性のアルコール依存症は、仮設での孤独死にもつながるケースとなりやすいことから、仮設にこもりがちな男性を集会等に集めて、訪問支援員と看護協会、市の三者が共催して楽しめる健康教室を開催。
- ・仮設住宅の集会室で健康教室を実施する際、参加者に女性が多いため、女性の講師を配置。
- ・市内の仮設団地において自治会が発足し、それぞれ自治会活動を行っている。仮設住宅に入居後、コミュニティづくりや引きこもり防止策として、ボランティアやNPOの協力の下、「男の料理教室」や「男の手芸教室」など幅広い活動を行っている。

○生活支援員等による巡回訪問

- ・仮設住宅入居者のうち単身世帯の緊急連絡先や健康状態を把握するため、日中不在の世帯を対象に、地域連携担当職員と看護職員の男女ペアで夜間訪問を実施。
- ・仮設住宅居住者の毎日の状況を確認する支援員は男女を雇用し、個別訪問を行っている。
- ・県の「絆づくり支援事業」で雇用している支援員が定期的に仮設住宅へ訪問し、安否確認（入居実態の把握）を行っている。
- ・市の社会福祉協議会において、仮設住宅訪問の支援員を雇用し、仮設住宅入居者の生活上の不具合や不便を聞くための戸別訪問を行っている。

○広域避難者に対する支援

- ・NPO団体、地域大学の学生と連携して「避難者交流サロン」を実施。また、サロンにて、県弁護士会や県ソーシャルワーカー協会とも連携して、相談会を行っている。
- ・県内に避難している被災者・避難者の支援と、そのために活動する県内のボランティア団体等の活動の支援を目的として、県内のNPO等ボランティア団体、大学、財団法人、社団法人、県庁等を構

成団体とした応援会を設立し、生活等情報提供事業（毎月ダイレクトメールの発送）、地域別・出身別交流会の開催事業、避難者電話帳作成事業、情報ステーション設置事業、放射性物質に関する講習会開催事業、総合相談会開催事業、全体交流集会、避難者支援ニーズ調査事業、訪問支援事業等の支援活動の中で、女性に配慮した取組を実施している。

- ・大学教員を中心としたプロジェクト等を支援することにより、避難所の乳幼児や妊産婦を含む家族を対象としたサポートを行っている（対象は県内に避難している県民）。

○悩み等を相談する窓口、専用電話等の設置

- ・保健センターに保健師の派遣を依頼し、相談窓口を設置。
- ・県内民間団体と連携し、震災による女性の悩み、女性に対する暴力に関する相談事業を実施し、県内ののみならず県外に避難している県民からの相談にも応じている。
- ・NPO等と連携した震災による女性の悩み、女性に対する暴力に関する相談事業の実施（拠点施設において、県内在住の女性を対象に対面相談や電話相談に応じている）。

○仮設住宅集会所の設備における女性への配慮

- ・プレハブ仮設住宅集会所のトイレは、男女共用の使用になっていたことから、男子小便器部分との間に間仕切りを設置し、女性がトイレを利用しやすいように配慮した。

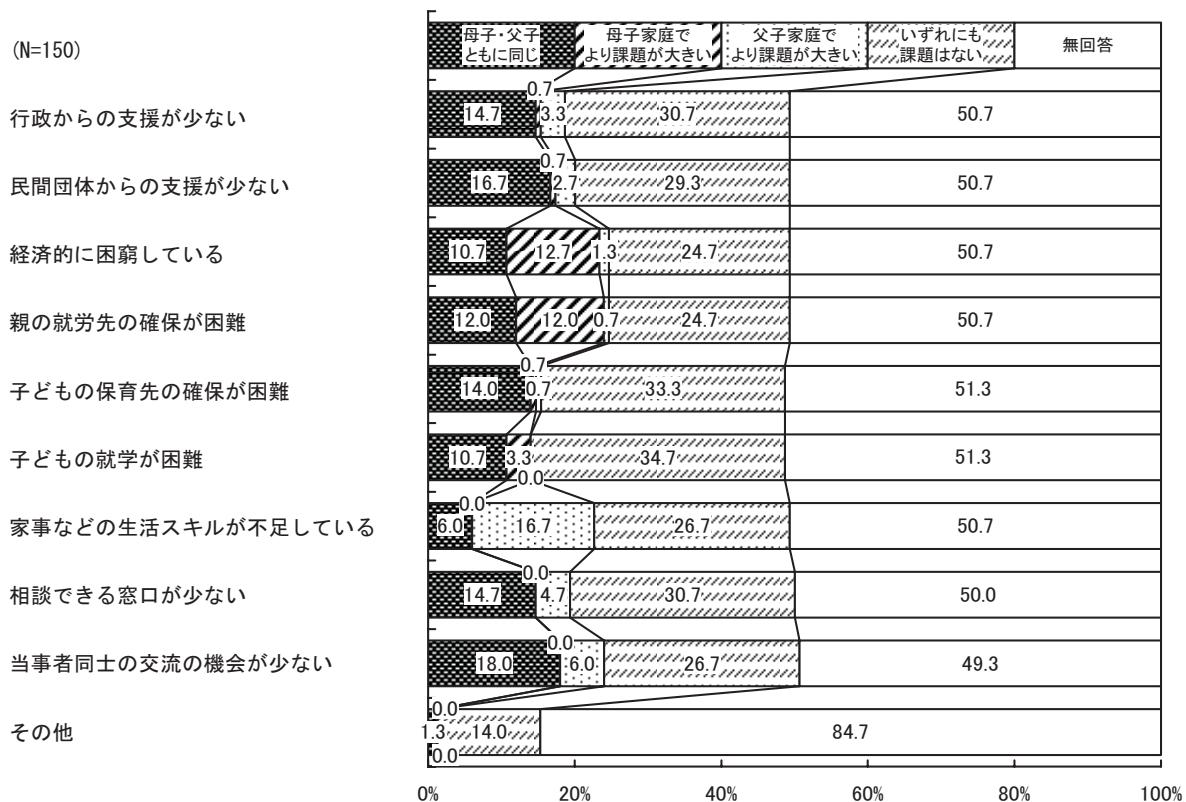
4. 震災によってひとり親家庭となった世帯への支援での課題

問23 震災によってひとり親家庭となった世帯への支援に関して、母子家庭と父子家庭とで課題となっていることに違いはありますか（○はそれぞれ1つずつ）。「その他」に○をつけた方は、具体的な内容をご記入ください。

震災によってひとり親家庭となった世帯への支援について、「母子・父子ともに同じ」で課題になっていることは「当事者同士の交流の機会が少ない」18.0%、「民間団体からの支援が少ない」16.7%などが多くなっている。

また、「母子家庭でより課題が大きい」は、「経済的に困窮している」12.7%、「親の就労先の確保が困難」12.0%、「父子家庭でより課題が大きい」は、「家事などの生活スキルが不足している」16.7%などが多くなっている。

図表4-4-1 震災によってひとり親家庭となった世帯への支援での課題



【その他（主な内容）】

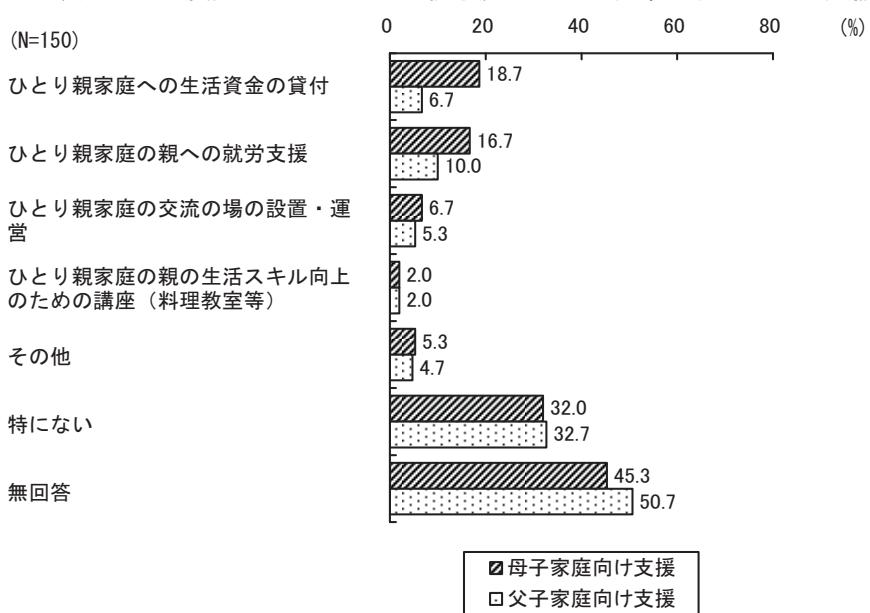
- 震災によってひとり親家庭となった世帯がない(少ない)。●将来についての不安、住宅の確保など。
- 生活実態の調査をしていないので課題は不明。

5. 震災によってひとり親家庭となった世帯が利用できる支援

問24 震災によって母子家庭、もしくは父子家庭となった世帯が利用できる支援として、次のようなことを実施していますか（○はいくつでも）。

震災によってひとり親家庭となった世帯が利用できる支援は、母子家庭向けで「ひとり親家庭への生活資金の貸付」18.7%、「ひとり親家庭の親への就労支援」16.7%、父子家庭向けで「ひとり親家庭の親への就労支援」10.0%などが多くなっている。

図表4-5-1 震災によってひとり親家庭となった世帯が利用できる支援



【その他（主な内容）】

- 震災によるひとり親家庭を特定したものはない。
- ひとり親家庭等医療費助成事業（ひとり親家庭等の子どもが満18歳に達した年度末まで、その子どもと父または母の医療費を軽減）。
- 遺児等援護対策事業（父または母、あるいは父母が死亡等した児童が小学校・中学校に入学するときに入学祝金を、中学校を卒業するときに卒業祝金を支給）。
- 介護人派遣事業（ひとり親家庭等において、病気や就職活動などのため、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合などに介護人を派遣）。
- ひとり親家庭リフレッシュ支援事業（レクリエーションや休養のため県が指定する県内の公的宿泊施設を利用した場合、その費用の一部を助成）。
- 母子父子家庭等電話相談事業。●相談窓口の設置（県保健福祉事務所に設置）。
- 資格取得の支援。●遺児家庭訪問。●一時保育と子どもの保育支援

6. 子育て支援での男女共同参画の視点を反映した取組や意見

問25 子育て支援について、男女共同参画の視点を反映した取組や何かご意見等がありましたらご自由にお書きください。また、外部の専門家（コンサルタント等）や団体（大学、企業、NPO等）と連携して実施した取組がありましたら、その詳細もご記入ください。

子育て支援について、男女共同参画の視点を反映した取組として、以下のような回答があげられた。

【主な内容】

○イベント開催

- ・イクメン教室を実施した。
- ・「子連れ出勤」をテーマに、共働きが増えている現代の家庭と仕事の問題についての講演会を開催。

○施設等設置・整備

- ・児童センター大規模改修に合わせ、トイレを父親の利便性に配慮（多目的トイレ）した形の改修を行っている。

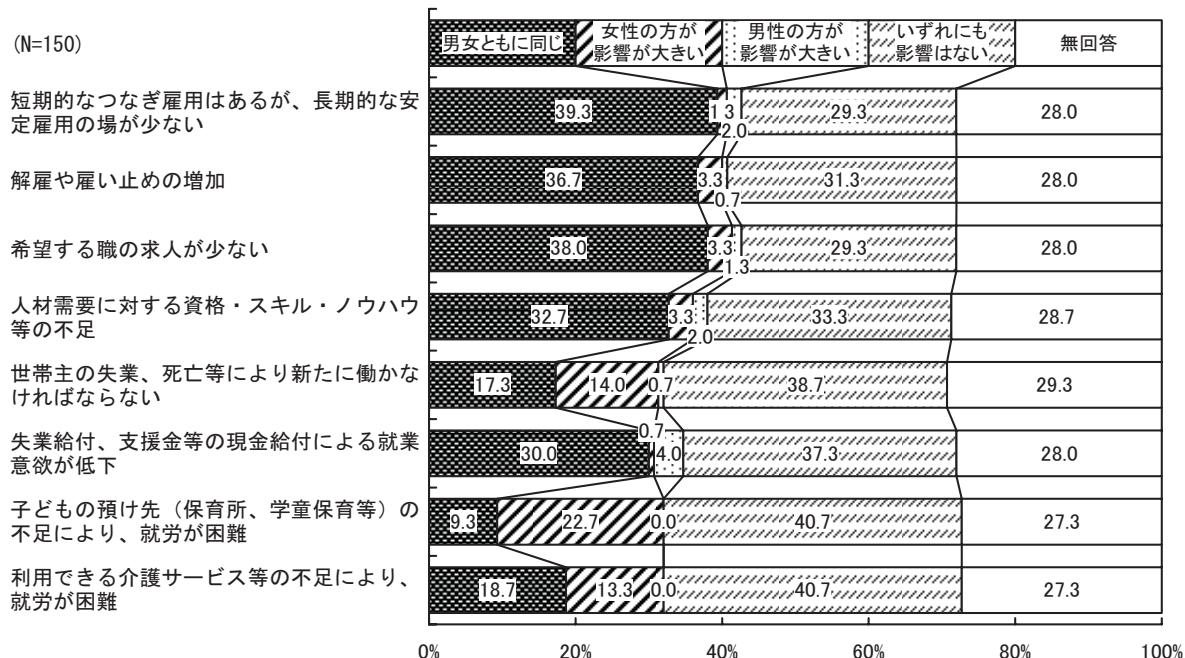
7. 震災による就業に係る性別での影響

問 26 震災による就業に係る影響は、男性と女性で影響に違いがありますか。(○はそれぞれ 1 つず)

震災による就業に係る影響は、「女性の方が影響が大きい」として「子どもの預け先（保育所、学童保育等）の不足により、就労が困難」22.7%、「世帯主の失業、死亡等により新たに働くかなければならない」14.0%、「利用できる介護サービス等の不足により、就労が困難」13.3%などが多くなっており、女性の方が、子育てや介護等により就労が困難となっている状況がみられ、震災による就業への影響をより大きく受けていると考えられている。

「男性の方が影響が大きい」はいずれも 5%以下で、「男女ともに同じ」は「短期的なつなぎ雇用はあるが、長期的な安定雇用の場が少ない」39.3%、「希望する職の求人が少ない」38.0%、「解雇や雇い止めの増加」36.7%などが多くなっている。

図表 4-7-1 震災による就業に係る性別での影響



8. 産業・雇用での震災による課題解決を目的として実施、実施する予定のこと

問27 産業・雇用について、震災による課題解決を目的として、新たに次のようなことを実施したり、従来からの取組を拡充したりしましたか。もしくは今後実施する予定ですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。()内については、具体的な内容をご記入ください。

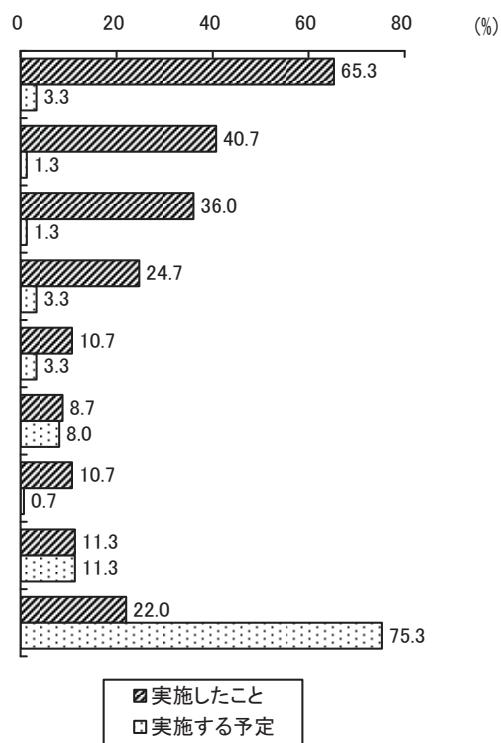
なお、震災の影響に関わらず行っている取組は、ここでは対象外としてください。

産業・雇用での震災による課題解決を目的に実施したことは、「国や県の事業の活用・周知（緊急雇用創出事業等）」が 65.3%で最も多く、次いで「就業関連の各種情報の提供」が 40.7%、「事業者再建のための支援」が 36.0%となっている。実施する予定は、「地域特性を活かした産業の創出」が 8.0%で最も多くなっている。

図表 4-8-1 産業・雇用での震災による課題解決を目的として実施、実施する予定のこと

(N=150)

国や県の事業の活用・周知（緊急雇用創出事業等）



■実施したこと
□実施する予定

【事業者再建のための支援の具体的な内容】

○補助金、助成金、利子補給等の金銭支援

- ・中小企業融資利子補給
- ・中小企業被災資産復旧事業費補助金
- ・融資信用保証料補助
- ・町税等の減免
- ・漁業者に対する資金借入にかかる利子補給の実施
- ・再開交付金支給
- ・製造業施設現地復旧補助制度
- ・販路開拓への補助
- ・中小企業等グループ補助金、被災資産復旧費補助金等
- ・店舗、事務所等の修繕、復旧費への補助金豊富
- ・固定資産税課税免除（復興特区）
- ・復興緊急保証融資制度
- ・セーフティネット資金による融資
- ・震災対策特別資金融資制度
- ・県経営安定化サポート資金に対する保証料補給及び利子補給
- ・市雇用促進奨励金
- ・市単独の被災事業所等再建支援事業補助金の創設
- ・中小企業融資あっせん制度における特例措置
- ・東日本大震災復興緊急保証（融資）
- ・震災対応を目的とした制度融資等の創設

○相談、事務支援、事業再開支援等の支援

- ・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（国県事業に係る事務）
- ・仮設施設整備事業（国事業）に係る事務
- ・被災事業者の二重ローン対策（国県事業）に係る事務
- ・経営相談
- ・避難企業等の移転支援
- ・地区雇用創造推進事業の取組
- ・相談窓口の開設（県、商工会議所等）
- ・町商工会と連携した相談会
- ・被災企業事業再開支援推進事業（緊急雇用創出事業）
- ・被災中小企業再開・継続支援事業
- ・水産加工業等経営再建緊急支援事業
- ・雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金）申請支援事業
- ・風評被害経営改善支援事業（専門相談員の派遣）
- ・中小、小規模企業被災建築物再建支援事業
- ・中小企業等グループ施設等補助事業

○その他の支援

- ・復興特区
- ・産業再生特区計画の策定
- ・仮設事業所の設置
- ・仮設店舗整備
- ・津波被害により廃棄漁具等の撤去
- ・国県事業の紹介
- ・事業者移転先への協力斡旋
- ・国県の事業再建補助制度の周知等
- ・仮設店舗等の貸与
- ・中小企業基盤整備機構による仮設住宅（事務所・工場）の建設

【起業活動の支援の具体的な内容】

○セミナー

- ・起業支援セミナーの実施
- ・創業支援セミナーの開催

○補助、支援事業

- ・地域ビジネス創出支援事業(緊急雇用創出事業)、東北復興創業スクエア事業
- ・創造的産業復興支援事業費補助金
- ・国の緊急雇用事業を活用した企業型の委託事業を創出
- ・ベンチャー創出補助金制度の拡大
- ・起業化支援事業

○その他

- ・チャレンジショップ
- ・産業支援センター
- ・民間と協力しプレハブを提供
- ・ものづくり特区の指定による立地企業に対する税制緩和、工場立地法に基づく緑地率の緩和

【その他内容】

○相談、職業訓練

- ・市無料職業紹介所において震災失業者の職業相談等を実施
- ・特別雇用相談窓口の設置と巡回相談
- ・就労支援相談
- ・避難先での職業訓練（P C 教室）の実施
- ・技能講習受講料助成事業
- ・復旧、復興に関する業務従事者の資格取得支援

○融資

- ・東日本大震災復興緊急保証（融資）
- ・震災対応を目的とした制度融資等の創設

○その他

- ・震災により受注先確保が困難な中小企業の販路開拓、取引拡大支援等
- ・民間投資促進特区
- ・風評被害払拭のための放射線検査、正確な情報発信、観光客対策等
- ・風評被害払しょくのための情報発信、イベント開催等による観光プロモーション事業
- ・6次化推進を図る地域ワークショップの開催
- ・漂着物の撤去、インフラ復旧に係る説明会の開催等

9. 産業・雇用での震災による課題解決が目的の取組で男女共同参画の視点の反映

※問28は、問27において「実施した」もしくは「実施する予定」で①～⑦に1つでも○をつけた方におうかがいします。

問28 上記の取組について、男女共同参画の視点を反映した取組がありましたらご自由にお書きください。また、外部の専門家（コンサルタント等）や団体（大学、企業、NPO等）と連携して実施した場合には、その詳細もご記入ください。

※（ ）内は類似回答の件数

産業・雇用での震災による課題解決が目的の取組で男女共同参画の視点を反映した取組として、国や県の事業の活用・周知、就業関連の各種情報の提供、職業訓練に係る関係機関との連携強化、起業活動の支援等に関して、以下のような回答があげられた。

○国や県の事業の活用・周知（緊急雇用創出事業等）

- ・緊急雇用に関して、男性の雇用だけに偏らないよう進めている。（2件）
- ・前年度、地域雇用創造推進事業を活用し、女性限定の就職支援を実施し4名の常用雇用に結び付けることができたため、今年度は事業を拡張し、実施予定。
- ・県では、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」を実施する市町村に補助している。この事業の目的は、高齢者から若者への技術伝承、女性、障がい者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立により雇用創出が期待される事業を中長期的に支援するもの。
- ・緊急雇用創出事業の一事業として、避難地域等に指定された地域を始め、県内被災地において安定的な雇用を創出し、若者・女性・高齢者・障がい者（以下「若者等」という）の県内定着を促進することを目的に、若者等が活躍できるような雇用面でのモデル性がある事業を公募し、採択された企業・NPO等の事業者に委託する事業を実施している。（2件）
- ・緊急雇用創出事業を活用して、震災対応人材育成事業（コールセンター型）を創設し、コールセンター2社の誘致に成功。コールセンターは女性雇用型企業であり、被災求職者等の女性150人程度の雇用創出を行っている。
- ・緊急雇用創出事業「地域雇用再生・創出モデル事業」を活用し、女性・高齢者等が短時間勤務等により働きやすい（多様な働き方）雇用機会の創出を図ることを目的として、事業を実施。
- ・ワークライフバランス推進支援事業。女性・高齢者・障がい者を対象とした、多様な働き方が可能な求人の掘り起こしと障がい者の就労支援を行うもの。
- ・地域の豊かな資源を生かすため、女性を雇用し、食材の加工や直売所経営の展開を図ることにより、第一次産業と食を結んだ新たな仕事を起こした（緊急雇用創出事業）。

○就業関連の各種情報の提供等

- ・県が実施する出産や育児のために離職した女性の再就職支援事業の広報と情報提供を行った。
- ・震災により被災した行政庁舎の文書整理業務に女性を雇用。
- ・コールセンターを誘致して、被災事業者50名（うち女性45名）を雇用した。現在更に追加募集中。

○職業訓練に係る関係機関との連携強化

- ・市で保育の予算を計上し、県のジョブサポートセンターと共に出産や育児のために離職した女性の再就職セミナーを開催。

○起業活動の支援

- ・女性を対象とした新規事業化や起業を応援するセミナーを開催、または開催予定。（3件）

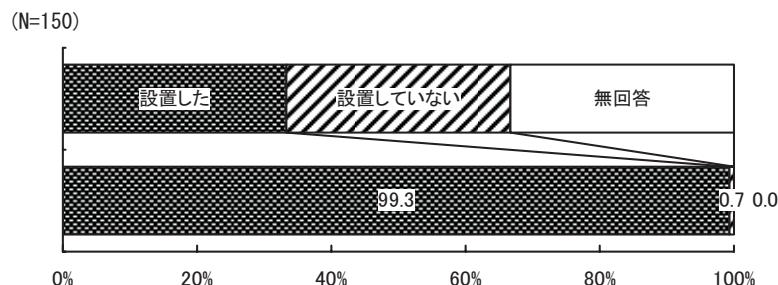
V. 東日本大震災時の対応について

1. 庁内への対策本部設置

問 29 東日本大震災について、庁内に対策本部を設置しましたか。(○は1つ)

庁内への対策本部設置については、「設置した」が 99.3%、「設置していない」が 0.7% となっている。

図表 5-1-1 庁内への対策本部設置



2. 内閣府や復興庁の震災対応に関する文書の把握

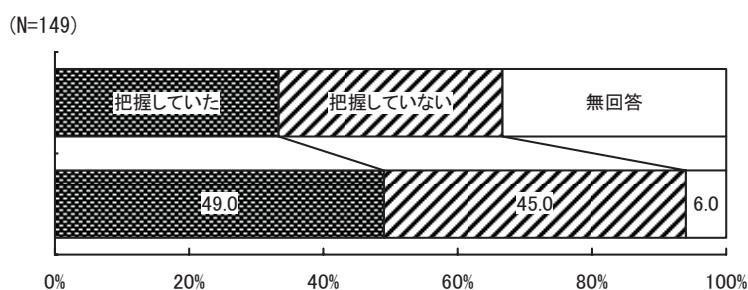
※問30は、問29において「1. 設置した」と回答した方におうかがいします。

問30 内閣府や復興庁では、震災対応に関して以下のような文書を発出しています。貴自治体における東日本大震災の対策本部では、これらの文書について把握していましたか。(○は①～⑤についてそれぞれ1つずつ)

- ① 「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について（避難所等での生活に関する対応の依頼）」（平成23年3月16日内閣府男女共同参画局事務連絡）発出先：調査対象全て

発出先のうち、本調査で回答した149自治体において、「把握していた」は49.0%、「把握していない」は45.0%となっている。

図表5-2-1 「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について（避難所等での生活に関する対応の依頼）」の把握

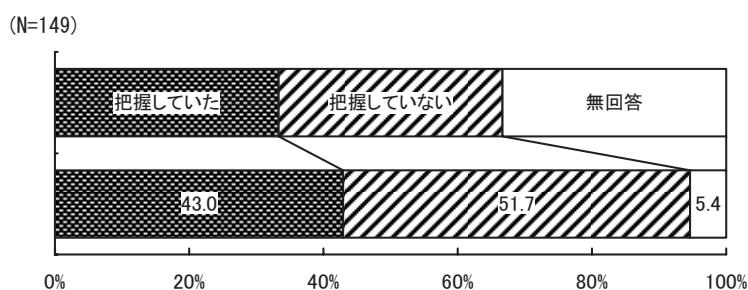


- ② 「男女共同参画の視点を踏まえた仮設住宅における災害対応について」（平成23年6月23日 内閣府男女共同参画局 事務連絡）発出先：3県1市

「把握していた」は43.0%、「把握していない」は51.7%となっている。

そのうち、発出先の4自治体では、「把握していた」は3件、「把握していない」は1件となっている。

図表5-2-2 「男女共同参画の視点を踏まえた仮設住宅における災害対応について」の把握



- ③ 「復興の過程における多様な視点の反映について」(平成 23 年 12 月 15 日 東日本大震災復興対策本部事務局・内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室・内閣府男女共同参画局 事務連絡)

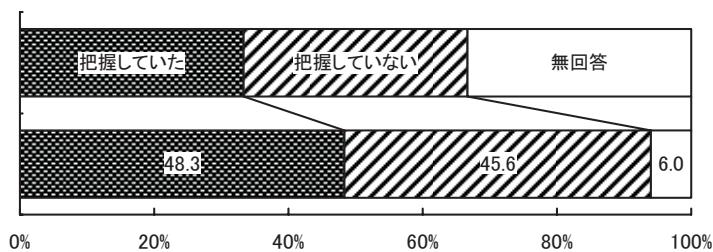
発出先：3 県 1 市

「把握していた」は 48.3%、「把握していない」は 45.6% となっている。

そのうち、発出先の 4 自治体では、「把握していた」は 3 件、「把握していない」は 1 件となっている。

図表 5-2-3 「復興の過程における多様な視点の反映について」の把握

(N=149)



- ④ 「復興の過程における男女共同参画の推進について」(平成 24 年 6 月 19 日復本第 688 号復興大臣通知)

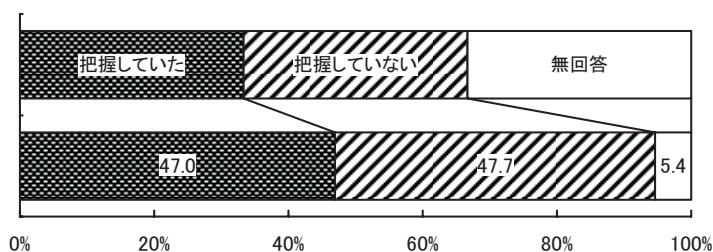
発出先：43 市町村

「把握していた」は 47.0%、「把握していない」は 47.7% となっている。

そのうち、発出先の 43 自治体では、「把握していた」は 19 件、「把握していない」は 12 件となっている。

図表 5-2-4 「復興の過程における男女共同参画の推進について」の把握

(N=149)



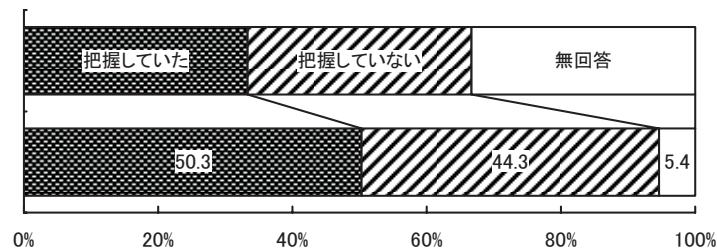
- ⑤ 「復興の過程における男女共同参画の推進について」(平成 24 年 6 月 19 日 復興庁統括官付参事官
(男女共同参画担当) 事務連絡) 発出先 : 6 県

「把握していた」は 50.3%、「把握していない」は 44.3% となっている。

そのうち、発出先の 6 自治体では、「把握していた」は 5 件、「把握していない」は 1 件となっている。

図表 5-2-5 「復興の過程における男女共同参画の推進について」の把握

(N=149)



3. 内閣府や復興庁から発出された文書の把握した経路と対応、周知方法について

※問31は、問29において「1. 設置した」と回答した方におうかがいします。

問31 内閣府や復興庁から発出された文書を把握していた方は、どのような経路で文書を知り、どのように対応したか、ご自由にお書きください。把握していなかった方は、どのような方法で周知すればよいかご意見をお聞かせください。

※（ ）内は類似回答の件数

内閣府や復興庁から発出された文書の把握した経路と対応、周知方法について、文書の把握方法及び対応、災害時の周知方法等に関して、以下のような回答があげられた。

○文書の把握方法及び対応について

◆把握していた自治体

【入手経路】

- ・県から通知。（23件）
- ・所管の担当課、担当部局が受信。（8件）
- ・男女共同参画担当部局での内閣府、県から所管課への連絡（4件）
- ・県経由で收受し、課内及び関係課に周知した。（4件）
- ・内閣府または県からのメールにより把握（3件）
- ・内閣府のホームページから把握。（3件）
- ・地震直後の影響で通信事情が混乱していた時期の文書は把握できなかつたが、状況が落ち着いた後はメールで文書を把握した。（3件）
- ・県災害対策本部からの情報。
- ・地域防災計画の見直しにあたり、情報収集をする過程でホームページを確認した。
- ・防災行政無線によるFAXにより把握した。
- ・HPまたは説明会等。

【対応】

- ・受信後、関係課、関係機関等に伝達。（5件）
- ・男女共同参画担当から関係各課所へ通達。（2件）
- ・災害対策部署に通知した。（2件）
- ・各々の担当課から決裁による合議で情報の共有を図った。
- ・危機管理課には、男女共同参画課より文書の情報提供があった。避難所等には、男女共同参画課より直接、施設管理者等に対して通知や連絡を行った。
- ・内閣府及び復興庁から郵送された文書は、復興計画の策定・進行管理を行う部署（企画政策課）で收受し、その進行管理の中で男女共同参画の視点が取り入れられるところで適宜対応している。
- ・県の衛星通信ネットワークシステムのFAXで、文書を入手（防災担当）、文書を收受し（写しの送付の收受を含む）し、供覧している（復興担当）。
- ・関係課所属職員にメール等で転送し、回覧をしてもらっていた。
- ・県内市町村男女共同参画担当課あて周知依頼のメールを送信した。
- ・内陸部で被害程度が沿岸部より少なく、災害対策関係する部局へ文章を回送し、担当部局へ依頼した。

- ・町企画政策課から関連する文書の写しを收受して、情報共有を図っている。
- ・担当部署より庁内へ文書にて通知を行い、周知に努めた。
- ・対策本部の情報収集の中で知り、一部避難所で対応した。
- ・庁内 LAN により周知した。

【その他】

- ・緊急・応急対応においては可能な範囲で対応した。主に物資面での不足でニーズに応じきれず、救援物資が役立つた。防災計画の見直しでは、女性や子育てのニーズを踏まえた対応が必要な旨を記載し、修正した。
- ・今回、文書の宛先が、男女共同参画部署と災害対策本部と混在していたので、今後は、宛先を男女共同参画部署と災害対策本部の併記として統一願いたい。

◆把握していなかった自治体

- ・避難所や被災者等への対応や、本庁舎が被災し仮移転先で業務を行うなどの混乱が生じていたため、当時どのように入手したかについては明確に記憶していない。
- ・災害対策本部（総務課）からの情報が流れこなかった。細かく情報が流れるようにできればと思うが、情報が流れても事務が乱雑の中、実行できるかは疑問である。
- ・今回の災害は規模が大きすぎて、混乱したため、確認する余裕がなかった。

◆被災の規模等から、関係が薄かった自治体

- ・東日本大震災においては通知の内容を反映するような対応をとる状況になかった。
- ・避難所の開設も短期間で、食料、飲料水以外の配布等もなく、人的被害もなかったため、特に課題もなかった。
- ・当市における被害が甚大なものではなかったから。

○災害時の周知方法について

◆周知方法の改善

- ・庁内においての連絡体制を見直し、災害対策本部の運営方法の見直しが必要。
- ・情報伝達が、現場までスムーズに行き渡らなかった。発出文書の件に限らず、情報伝達のあり方全体に検討が必要と考える。ホームページ、刊行物。
- ・現場が忙しく、文書等をもらっても読む時間が取れず把握することは難しいのが現状。災害対策本部とは別に、男女共同参画担当課等にも直接配信するなどの方法で処理し、庁内の連携によって連絡することで内容の把握が可能と思われる。
- ・対策本部あてに確実に届くよう郵送が確実ではないか（メールやFAXは紛れてわからない場合があり、見ている暇もない可能性がある）。NHKやラジオで本部あてに呼び掛けるなど。

◆具体的な方法

- ・メール、文書、FAX 等複数の手段を用いることで、周知漏れは防ぐことができるのではないかと思う。
- ・インターネットに掲載、チラシ、ポスター等の配布。
- ・県災害対策本部を経由し、各市町村災害対策本部へ周知すれば把握可能である。

◆その他

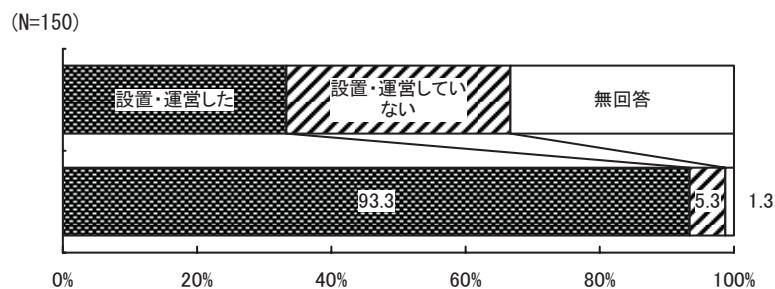
- ・災害が起きてから発するのではなく、日常での周知とするべきである。
- ・原子力事故の際でありながら、有意な情報が提供されない中、一方的に依頼文を出されても対応できるものではない。必要性の低い文書の発出は控えてほしい。
- ・内閣府、復興庁の文書という考え方を取り扱い、国が被災した自治体に全て文書を必ず届けるという姿勢が一番重要である。届けるためにはどうしたら良いかを自ら考えてほしい。

4. 避難所の設置・運営

問32 東日本大震災の際に、避難所を設置・運営しましたか。(○は1つ)

避難所の設置・運営については、「設置・運営した」が93.3%、「設置・運営していない」が5.3%となっている。

図表 5-4-1 避難所の設置・運営



5. 避難所運営の際に男女共同参画の視点を反映させた取組

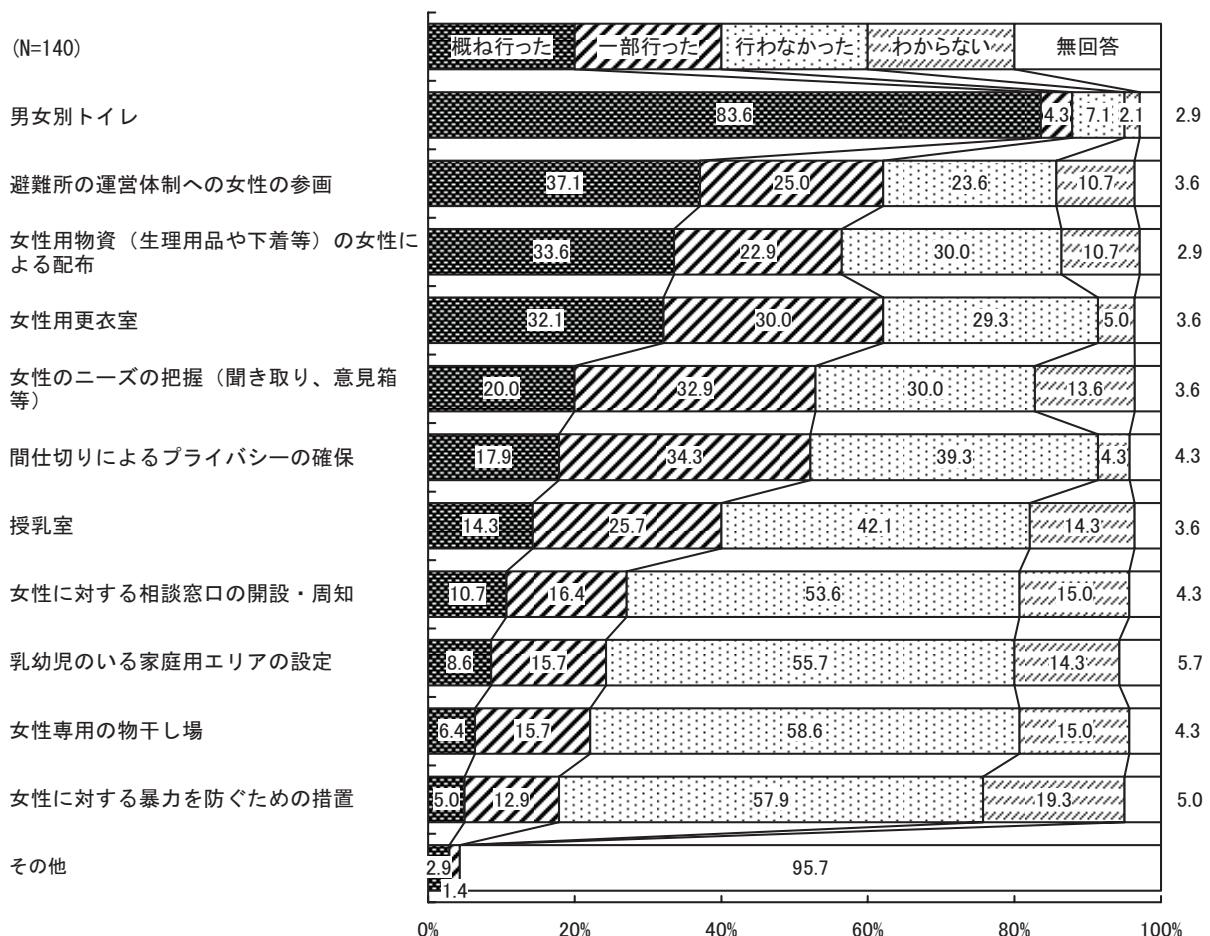
※問33は、問32において「1. 設置・運営した」と回答した方におうかがいします。

問33 避難所運営の際に、男女共同参画の視点を反映した次のような取組が行われていましたか（○はそれぞれ1つずつ）。「その他」に○をつけた方は、具体的な内容をご記入ください。

避難所を設置・運営した自治体において、避難所運営の際に男女共同参画の視点を反映した取組については、「概ね行った」が「男女別トイレ」が83.6%と多くなっている。ほか「避難所の運営体制への女性の参画」が37.1%、「女性用物資（生理用品や下着等）の女性による配布」が33.6%などとなっている。また「一部行った」は、「間仕切りによるプライバシーの確保」が34.3%、「女性のニーズの把握（聞き取り、意見箱等）」が32.9%などとなっている。

一方、避難所運営において「行わなかった」割合が高いものは、「女性専用の物干し場」が58.6%、「女性に対する暴力を防ぐための措置」が57.9%、「乳幼児のいる家庭用エリアの設定」が55.7%、「女性に対する相談窓口の開設・周知」が53.6%などとなっている。

図表5-5-1 避難所運営の際に男女共同参画の視点を反映させた取組



【その他（主な内容）】

- 旅館・ホテルを利用した避難所（2次避難）を行った。
- 沐浴サービス、産後ケア、妊婦への支援

6. 避難所の運営での男女共同参画の視点を反映した取組や意見

※問34は、問32において「1. 設置・運営した」と回答した方におうかがいします。

問34 避難所の運営に当たって、男女共同参画の視点を反映した取組や何かご意見等がありましたらご自由にお書きください。また、外部の専門家（コンサルタント等）や関係団体（大学、企業、NPO等）と連携して実施した取組がありましたら、その詳細もご記入ください。

※（ ）内は類似回答の件数

避難所の運営に当たって、男女共同参画の視点を反映した取組として、以下のような回答があげられた。

【主な内容】

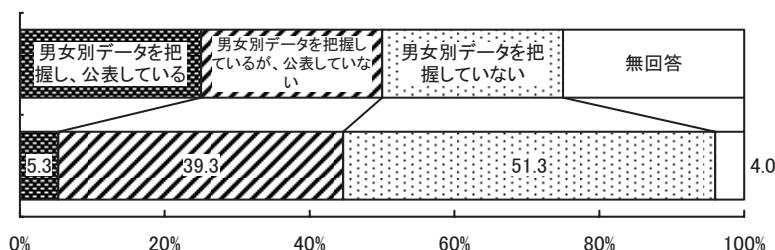
- ・避難所に女性職員を配置しニーズを把握した。（3件）
- ・各避難所において、女性の班長・リーダーの方々や地区婦人会の方々からの意見や要望を取り入れ、避難所を運営した。（2件）
- ・東日本大震災の避難所については、体育館を使用したものは一時的なものであり、その後長期的な避難所についてはホテル形態のものを使用したため、男女間のプライバシーの問題はクリアしていた。
- ・避難所運営会議は女性の参画により運営した。
- ・新生児訪問指導員など在宅の有資格者（助産師や保健師）との協力による妊産婦や乳児への電話での支援や病院の沐浴室の借用などを実施。
- ・県内最大の避難所となった市の複合施設で、県の男女共同参画センター職員がコーディネーター役となり、地元女性団体や県外団体の協力も得て、女性専用スペースを運営した。

7. 東日本大震災避難者数についての男女別データの把握、公表

問 35 東日本大震災による避難者の数について、男女別データを把握し、公表していますか。(○は1つ)

東日本大震災避難者数についての男女別データの把握、公表については、「男女別データを把握し、公表している」が 5.3%、「男女別データを把握しているが、公表していない」が 39.3%、「男女別データを把握していない」が 51.3%となっている。

図表 5-7-1 東日本大震災避難者数についての男女別データの把握、公表
(N=150)



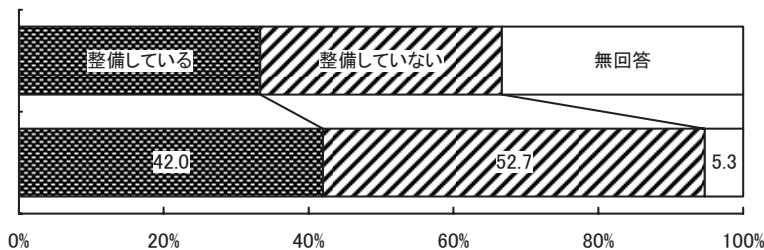
VII. 男女共同参画の推進体制について

1. 幹部をトップとした男女共同参画の推進体制の整備

問36 貴自治体では、首長等の幹部をトップとした男女共同参画の推進体制を整備していますか（市男女共同参画推進本部等）。（○は1つ）

首長等の幹部をトップとした男女共同参画の推進体制の整備については、「整備している」が42.0%、「整備していない」が52.7%となっている。都道府県では9県全てにおいて、推進体制が整備されている。

図表6-1-1 幹部をトップとした男女共同参画の推進体制の整備
(N=150)



図表6-1-2 整備している男女共同参画の推進体制の名称

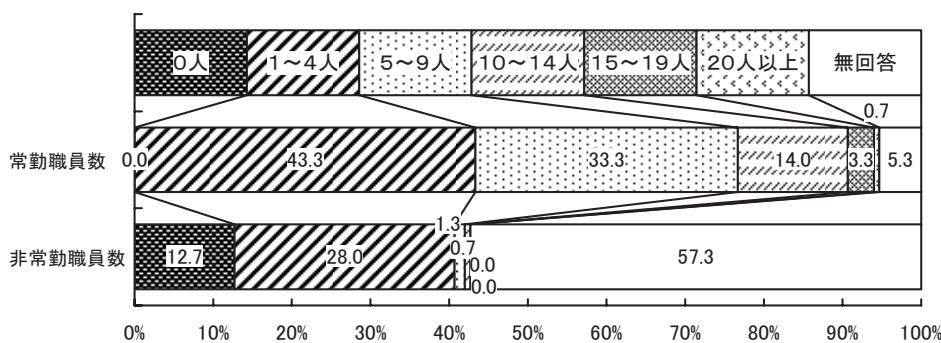
都道府県	市町村	男女共同参画の名称	都道府県	市町村	男女共同参画の名称
青森県	-	青森県男女共同参画推進本部		-	茨城県男女共同参画推進本部
岩手県	-	庁議	茨城県	牛久市	牛久市男女共同参画推進会議
	滝沢村	滝沢村男女共同参画推進部会		行方市	行方市男女共同参画推進計画策定委員会
	一関市	一関市男女共同参画推進本部		ひたちなか市	ひたちなか市男女共同参画推進本部
	花巻市	男女共同参画推進会議		桜川市	桜川市男女共同参画庁内推進会議
	北上市	北上市男女共同参画推進会議		取手市	男女共同参画庁内推進会議
	大船渡市	市男女共同参画室幹事会		坂東市	坂東市男女共同参画庁内推進会議
	釜石市	総合政策課 課内室「男女共同参画室」		北茨城市	北茨城市男女共同参画推進本部
	奥州市	奥州市男女共同参画推進本部		下妻市	下妻市男女共同参画推進委員会
宮城県	住田町	住田町男女共同参画推進本部		常陸太田市	常陸太田市男女共同参画庁内推進会議
	-	宮城県男女共同参画施策推進本部		つくば市	つくば市男女共同参画推進本部
	利府町	利府町男女共同参画推進本部会議		水戸市	水戸市男女平等参画推進本部会議
	加美町	加美町男女共同参画推進本部		日立市	日立市男女共同参画推進本部
	仙台市	仙台市男女共同参画推進本部		筑西市	筑西市男女共同参画推進本部
	富谷町	富谷町男女共同参画推進条例		土浦市	男女共同参画庁内推進会議
	気仙沼市	男女共生庁内連絡会議		栃木県	栃木県男女共同参画推進本部
	登米市	登米市協働のまちづくり・男女共同参画推進本部会議		矢板市	矢板市男女共同参画社会づくり推進本部
	大崎市	大崎市男女共同参画庁内推進本部		埼玉県	久喜市
	栗原市	栗原市男女共同参画推進本部		久喜市	久喜市男女共同参画行政推進会議
	美里町	美里町男女共同参画推進本部		-	男女共同参画推進本部
	石巻市	石巻市男女共同参画推進本部		鎌子市	鎌子市男女共同参画計画推進本部会議
	岩沼市	岩沼市男女共同参画推進本部		千葉市	千葉市男女共同参画推進協議会
福島県	-	福島県男女共同参画推進本部会議		我孫子市	我孫子市男女共同参画プラン推進本部
	相馬市	相馬市男女共同参画プラン推進庁内連絡会議		印西市	印西市男女共同参画推進本部
	大玉村	大玉村男女共同参画推進審議会		佐倉市	佐倉市人権施策・男女平等参画施策推進会議
	大熊町	おおくま男女共同参画プラン推進会議		香取市	香取市男女共同参画推進本部
	桑折町	桑折町男女共同参画プラン推進委員会		新潟県	-
	白河市	白河市男女共同参画推進本部		十日町市	男女平等推進施策調整会議
	福島市	福島市男女共同参画推進本部		長野県	十日町市男女共同参画庁内推進委員会
	二本松市	二本松市男女共同参画社会推進庁内連絡会議		-	長野県男女共同参画推進本部
	郡山市	郡山市男女共同参画庁内推進会議			
	本宮市	本宮市男女共同参画推進本部			
	いわき市	いわき市男女共同参画推進庁内連絡会議			

2. 自治体における男女共同参画担当部署の職員体制

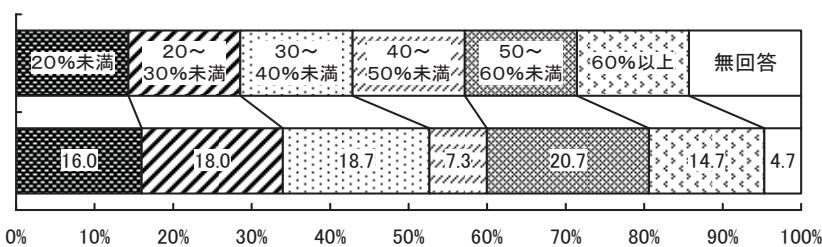
問 37 貴自治体における男女共同参画担当部署の職員体制について記載してください。(平成 24 年 10月 1 日時点)

自治体における男女共同参画担当部署の職員体制については、常勤職員数、非常勤職員数ともに「1～4人」が 43.3%、28.0%と最も多く、平均は常勤職員が 6.0 人、非常勤職員が 1.7 人となっている。男女別にみると、女性常勤職員の割合は「60～70%未満」が 20.7%で最も多くなっている。人数の平均は、男性常勤職員が 3.8 人、女性常勤職員が 2.1 人、男性非常勤職員が 0.5 人、女性非常勤職員が 1.6 人となっている。

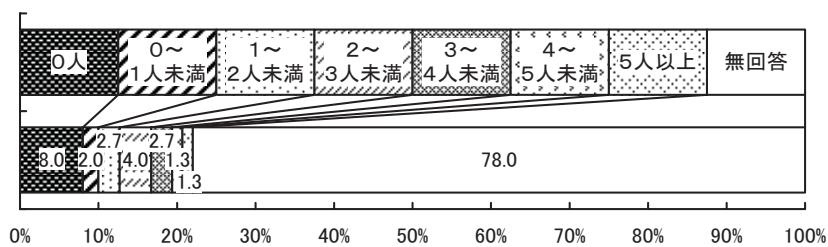
図表 6-2-1 自治体における男女共同参画担当部署の職員体制
(N=150)



図表 6-2-2 自治体における男女共同参画担当部署の女性常勤職員の割合
(N=150)



図表 6-2-3 自治体における男女共同参画担当部署の非常勤職員の常勤換算
(N=150)

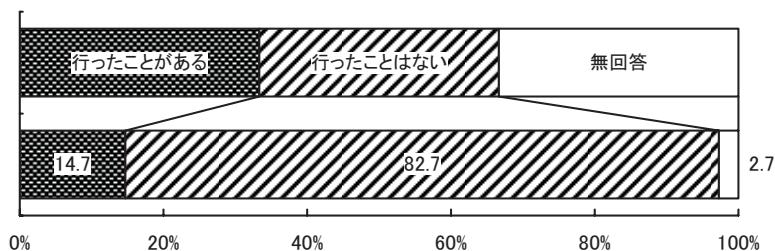


3. 東日本大震災以前の「女性と防災」「防災における男女共同参画」に関する取組

問 38 貴自治体では、東日本大震災以前に、「女性と防災」や「防災における男女共同参画」に関する取組（勉強会、広報誌での啓発等）を行ったことがありますか。（○は1つ）

東日本大震災以前の「女性と防災」や「防災における男女共同参画」に関する取組については、「行ったことがある」が14.7%、「行ったことはない」が82.7%となっている。

図表 6-3-1 東日本大震災以前の「女性と防災」「防災における男女共同参画」に関する取組
(N=150)



【行った取組】

(県)

- ワークショップの開催(2件)
- 講演会・セミナー(2件)

●広報誌

(市町村)

- 講演会・講座(10件)
- 女性消防団に関する活動(3件)
- 情報誌や広報誌(3件)
- 市職員啓発用として男女共同参画便りを発行
- 婦人防火クラブ勉強会
- 防災訓練に婦人防火クラブ参加
- 婦人団体研修会
- まちづくり出前講座

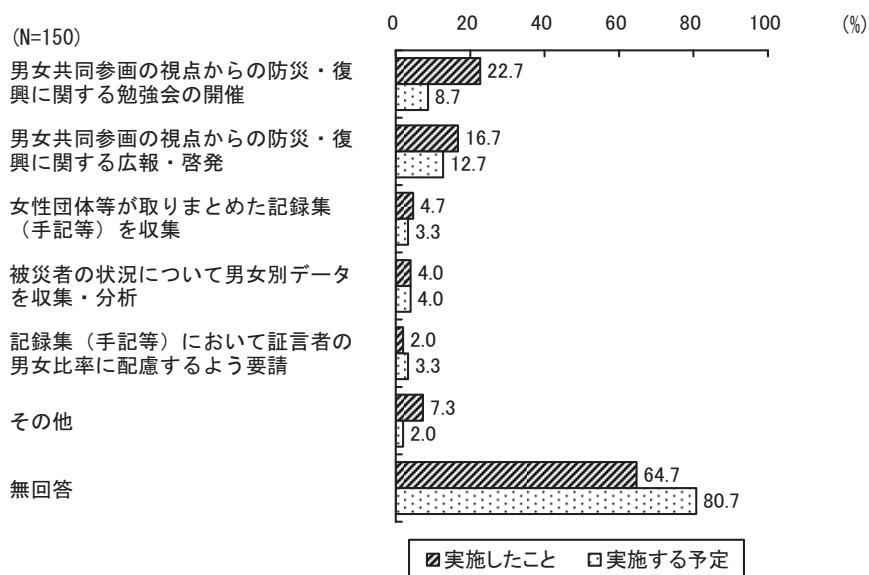
※ () 内は類似回答の件数

4. 東日本大震災以後に実施した取組

問39 貴自治体では、東日本大震災以後に、次のようなことを実施しましたか。もしくは今後実施する予定ですか（○はいくつでも）。「その他」に○をつけた方は、具体的な内容をご記入ください。

東日本大震災以後に実施した取組については、「男女共同参画の視点からの防災・復興に関する勉強会の開催」が22.7%、実施する予定では「男女共同参画の視点からの防災・復興に関する広報・啓発」が12.7%でそれぞれ最も多くなっている。

図表6-4-1 東日本大震災以後に実施した取組



【その他（主な内容）】

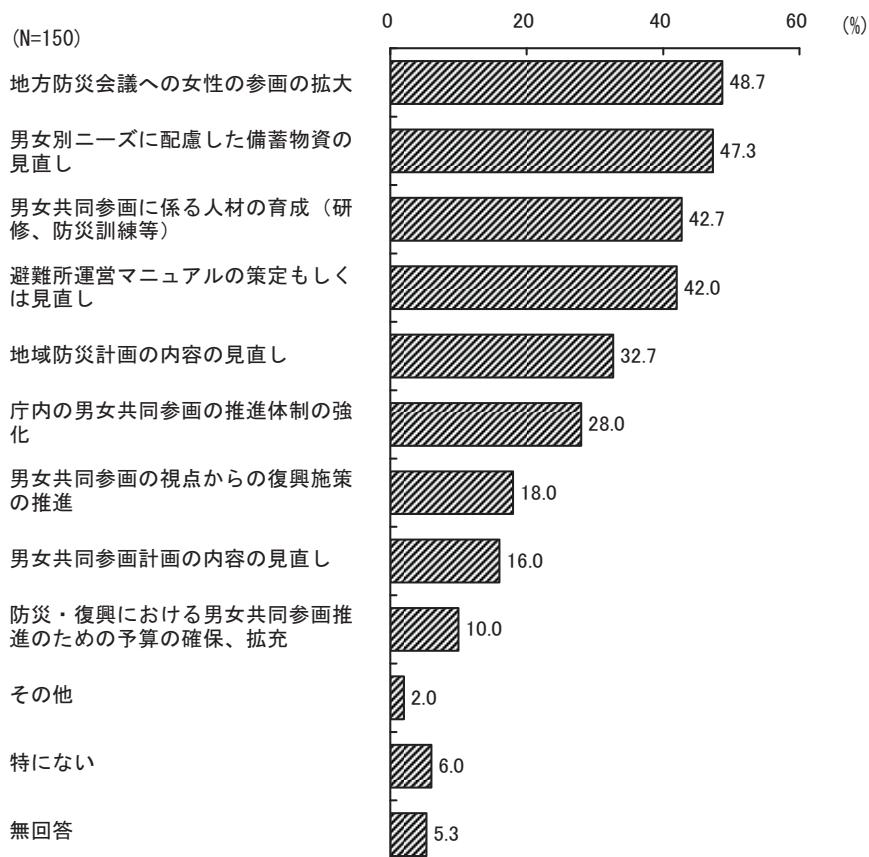
- 地域防災計画を改訂し、男女共同参画の視点を防災に取り入れる。(2件)
- 地域防災計画を見直す中、避難所運営の改善等について関係各課と討議。
- 市町村職員による意見交換会、ワークショップ開催。
- 県内市町村に対し、被災者支援における男女共同参画の状況調査の実施。
- 女性スタッフによる防災マニュアル作成。●男女共同参画の視点からの避難所づくりハンドブックの作成
- 男女共同参画審議会から男女共同参画の視点からの防災（復興）対策の推進についての提言がなされ、これを受け、第二次男女共同参画プランの一部改訂を行い、防災分野における男女共同参画の推進の項目を追加。
- 女性団体等が自らも被災しながら支援活動を行ってきた団体等からの報告や情報交換の場を開催。
- 男女共同参画推進審議会で提言を作成中。
- 青森県、秋田県、岩手県の北東北三県の職員及び男女共同参画推進員（サポーター）等による男女共同参画の視点での防災・復興に関する講演、事例発表、情報交換会を本県において開催。
- 死者について男女別データを収集。●防災訓練において妊婦体験を実施。●市民意識調査。

5. 防災・復興における男女共同参画の推進での今後の課題

問40 貴自治体の男女共同参画担当部署として、防災・復興における男女共同参画の推進に当たって、今後の課題だと認識しているものは何ですか。（○はいくつでも。（　）内については、具体的な内容をご記入ください。）

防災・復興における男女共同参画の推進に当たって今後の課題は、「地方防災会議への女性の参画の拡大」が48.7%で最も多く、次いで「男女別ニーズに配慮した備蓄物資の見直し」が47.3%となっている。

図表 6-5-1 防災・復興における男女共同参画の推進での今後の課題



6. 東日本大震災の経験から学んだこと、今後必要だと考える取組等

問41 防災・復興における男女共同参画の推進に当たって、東日本大震災の経験から学んだことや、今後必要だと考える取組等があれば、お聞かせください。また、その他、ご意見等がありましたら、ご自由にお書きください。

東日本大震災の経験から学んだこと、今後必要だと考える取組等について、震災時に必要なこと、取り組んだこと、今後取り組むこと、必要な取組等に関して、以下のような回答があげられた。

○震災時に必要なこと

- ・乳幼児、妊産婦、女性、要介護者、障がい者等が必要とする物資は、当事者がすぐに必要とすることや、周辺スーパー等で入所が困難になり、避難所へもらいに来た住民もおり、それらの物資が不足した事例もあることから、病院、保健所、福祉事業所、助産師会、看護協会、NPOなどの民間団体等のあらゆるルートで配布ができるようにするなど、事前の協力体制と備えが必要。
- ・避難所生活においては、女性や高齢者等いわゆる弱者に配慮した、施設や用具等の整備、準備が必要であることを、そしてそれが長期化すればするほど重要になってくることを強く認識した。

○取り組んだこと・今後取り組むこと・必要な取組

- ・市防災会議委員に女性の方を登用すべく検討していく。
- ・地域防災計画の改定にあたり、防災会議や検討委員会に女性の視点を反映させるため、女性の参画拡大を図った。女性に配慮した内容を盛り込んだ。(3件)
- ・男女共同参画の視点からの防災対策のためには、防災対策の決定過程に女性が参画できるよう、自主防災組織の役員、防災組織の会議の委員に女性が含まれるような仕組みづくり、女性を推薦する団体(助産師会、看護協会、保健師協会)などを明確にすることが必要。(4件)
- ・女性の意識向上と女性自身が積極的に自分の意見を発信できるよう、人材育成を進めることが重要な課題。
- ・避難所等における女性のニーズの把握、対応が必要。(3件)
- ・そもそも防災には基本的な知識や技術が必要であり、固定的な性別役割分担だけでは乗り切れないことを理解することが必要。その上で、女性の視点からの地域防災訓練を、町内会等だけではなく、育児グループやPTA活動等で活動している女性グループ等に参画してもらいながら実施し、女性が防災の担い手になれることを、地域の人も、女性自身も、実体験することが、防災における男女共同参画を進める上で有効。
- ・男女共同参画社会の意識をもち、女性が意思決定過程に参画すること、意見を言って決定に関与すること、そのために必要なスキルを女性が身につける等、平時からの啓発が重要。(5件)
- ・県では、個人・家庭・地域で備える防災対策について、男女共同参画の視点での防災ハンドブックを作成中。また、男女共同参画の視点で考える防災・減災・まちづくりについての講演会を実施。
- ・東日本大震災で経験した男女共同参画に関する評価できる点や課題・改善点等を集約しや上で詳細な検討を行い、今後の防災対策に生かしていくことが重要。(2件)
- ・女性の視点を反映させるため、女性が参画する自主防災組織を確立する。また、職員や自治会のリ

ーダーなどにも男女共同参画の視点を持った対応ができるように推進していくことが必要。

- ・男女共同参画はどうしても女性の問題に焦点が当たりがちだが、被災し父親のみで家事・育児をしているひとり親家庭への支援など、男性に関する問題についても検討する必要があると考える。現在見直し中である市の地域防災計画避難所運営を始めとした各種災害マニュアル等の内容に上記の男女共同参画に関しての検証結果を盛り込むことが、今後進めていくべき取組だと思われる。
- ・東日本大震災を経験する中で、防災分野における男女共同参画の必要性が強く求められ、男女共同参画プランの一部改訂を行った。3事業（①地域防災計画に地域における生活者の多様な視点を反映すること、②地域コミュニティでの防災まちづくり推進、③防災分野において女性の視点を生かすための女性消防クラブや女性リーダーの育成）を位置づけし、防災分野における男女共同参画の推進を図ることとした。

○災害における男女共同参画の視点からの取組は困難

- ・男女共同参画の視点から防災・復興について考えていく必要性を東日本大震災より感じたが、現状まだそれに至っていない。男女共同参画事業に手がまわらない。（2件）
- ・災害発生時の混乱の中では、男女共同参画を取り入れるのは難しい。高齢者や乳幼児、妊婦などの優先順位がある。時間が経過し、ある程度落ち着けば、女性のスペース確保など男女共同参画の視点を反映した取組ができるよう、災害対策本部等の関係各課と協議していく。

○その他

- ・仮設住宅等で新たにコミュニティを形成するには女性からだと実感した（男性は日中家にいない、お茶会等の交流事業で集まるのは女性が多い）。同時に、仕事をしている方が忙しすぎてコミュニティに入れないケースも多い。ワーク・ライフ・バランスの実現があつてこそ男性の家事・育児・地域行事への参加を促進できると思う。